

## アメリカにおける労働者供給業の形成と展開

——パドローネ制度についての一考察——

片 山 一 義

---

### 目 次

はじめに

1. パドローネ制度の基本的性格
2. アメリカの移民労働者とパドローネ制度の実態

おわりに

### はじめに

本稿の課題は、独占形成・確立期アメリカにおける労務供給請負制度の特質を明らかにすることにある。その際、1880年代から世紀転換期に最も繁栄したパドローネ制度 (Padrone System) をアメリカにおける労務供給請負制度の形成として位置づけ、その実態を明らかにする。はじめに、上記課題と関わってこれまでの研究の問題点を指摘し、本稿の意義を明確にしておきたい。

従来、労働者供給業および労働者供給に伴う特殊な労働関係 (= 労務供給請負制度) の歴史研究は、主に戦前期の日本資本主義を対象とし、特定産業の労働関係の分析を通じて進められてきた。炭鉱業における納屋制度や飯場制度、建設業の親方制度あるいは「監獄部屋」、港湾労働等における組頭制度の分析はその典型である。これらの研究は日本的労資関係の特殊性の解明、あるいは戦後日本における労働の民主化課題の検討と関わってかなりの蓄積をみてきた<sup>1</sup>。これに対して、本稿が対象とするような諸外国の実態を解明した研究は極めて少ない。外国研究と言え、これまで5カ国 (日本、中国、インド、インドシナ、イギリス)

---

<sup>1</sup> わが国の労働者供給業および労務供給請負制度に関する文献は数多い。以下が代表的な著作である。隅谷三喜男『日本賃労働の史的研究』御茶の水書房、1976年、間宏『日本労務管理史研究』ダイヤモンド社、1964年、村串仁三郎『日本炭鉱賃労働史論』時潮社、1964年、大山敷太郎『鉱業労働と親方制度——「日本労働関係論」鉱業篇』有斐閣、1964年、北海道立総合経済研究所編『港湾労働』北海道立総合経済研究所、1964年、大島藤太郎『封建的労働組織の研究——交通・通信業における』時潮社、1983年、内山尚三『「家」と労使関係——新版・家長制労働論』法政大学出版局、1984年、藤本武『組頭制度の研究——国際的考察』労働科学研究所、1984年。

を概観した藤本武氏の『組頭制度の研究』はあるが、本格的な実証研究は中国の鉄鉱、炭鉱業等を対象にした把頭制度の分析以外ほとんど見あたらない<sup>2</sup>。特に先進資本主義国については、イギリス、フランスにおける労務請負に類似する制度が産業史や労働法史のなかで部分的に取りあげられるだけであって、労働問題研究の視点からそれらを詳細に論じたものは皆無である<sup>3</sup>。

この分野における外国研究の遅れは、いくつかの要因が考えられる。一般に関係資料の入手が困難であることもそのひとつである。しかし、いまひとつ重要な点として、労働者供給や労務請負制度の本質把握、あるいは基本的性格の捉え方に関わる問題が大きな制約要因になっていたように思われる。つまり、親方制度や組頭制度など労働者供給に伴う特殊な労働制度は、基本的に「半封建的なもの」であり、「非近代的な労働制度」であるという捉え方がそれである。例えば、かつてこの分野において、ただ一人国際比較を試みられた藤本武氏は、組頭制度の特質について、次のように指摘する。

「近代的な労務統括組織あるいは雇用形態に比べると、組頭制度は二つの点で特記すべき特質をもっている。その1は、雇用の形式が近代的雇用契約と異なる点であり、その2は、雇用関係そのものが、古い非近代的な社会関係によって色付けられている点である。」<sup>4</sup>そして、かかる労働制度の発生基盤は、農村における非近代的な社会関係の中で育った「労働力の半農的性格」、産業資本自体商業資本的性格をもつような「資本の前期的性格」、原生的労働関係にみられる「労働者の無権利状態」であり、これらの要因は相互に結合・制約しつつ、「その国における経済構造ないし社会構造の特質とつながっている」<sup>5</sup>。

従来の研究では、何をもち「半封建」あるいは「非近代的」と言うか、またその場合の力点をどこに置くかは論者によって異なるが、いずれにしてもこうした捉え方や見解が少なくなかった。この理解に従えば、前近代的な社会・経済関係の性格を持たない資本主義国では、基本的に労務請負制度の成立や存続はあり得ないということになる。上記5ヵ国を検討した藤本氏は「組頭制度そのものは、アジアにおいてのみ見出されるものではないが、イギ

<sup>2</sup> 中国の把頭制度の研究については、藤本武、前掲書第四章、中村孝俊『把頭制度の研究』龍文書局、1944年、庾炳富「満鉄撫順炭鉱の把頭制度——1907年から1911年までを中心として——」『比較社会文化研究』第8号、2000年、同「満鉄撫順炭鉱における『労働者供給請負制度』——1912～1930年までを中心として——」『エネルギー史研究』第16号、2001年3月などがある。

<sup>3</sup> 藤本武氏は、19世紀イギリスにおける農業、建設業では、組頭制度に似たギャング・システムが実在したと指摘している。藤本武、前掲書、68～72ページ。また、労働者派遣法制との関わりから19世紀フランスのマルシャンダージュを考察したものに、大山盛義「労働者供給活動に関する規制立法の生成と展開——19世紀フランスのマルシャンダージュについて——」『東京都立大学法学会雑誌』第39巻第2号、1999年1月がある。

<sup>4</sup> 藤本武、前掲書、125ページ。

<sup>5</sup> 同上、138ページ、17ページ。

リスの如き資本主義諸国では構造的特質とまでならなかったものが、これらのアジア諸国では、いわば構造的に根を下し、日本の如きは独占資本主義の段階に至るも、消滅するどころか拡大していたという意味においてアジア的特質ともいべき性格をもっていることが知られる<sup>6</sup>と結論づけている。労務請負制度は国際的に見た場合、藤本氏が主張するように「アジア的特質」をもつ制度としてのみ捉えることができるであろうか。本稿の目的は先進資本主義国アメリカの実態を分析することで、この点での反証を試みることにある。

また、労働者供給や労務請負制度の特質を「半封建」「非近代的」と捉える問題性は、近年急増しつつある労働者派遣業の理解とも密接に関連する。周知のように、わが国の労働者派遣業は、職業安定法第44条が禁止する労働者供給業とは性格を異にする事業として合法化された。職安法第44条は、強制労働や中間搾取など前近代的な労働関係に伴う弊害の除去を目的とするものであり、労働者派遣業はそれには該当しないというのがその論拠である<sup>7</sup>。つまり、ここでは封建的遺制の有無という観点から両者は異なる事業と捉えられている。

こうした理解は、理論面で多くの問題を含むと同時に、歴史把握において労働者派遣業と労働者供給業（およびそれを巡る問題）との連続性を否定することに繋がる。わが国の労働者派遣業は、歴史的にみれば戦前の労働者供給業および戦後職安法体制下での臨時工・社外工制度の展開と一連の労働者供給規制に関わる諸問題、そして1980年代に発展をみる業務処理請負業とその規制緩和の延長線上に位置づけられる<sup>8</sup>。しかし、上記理解からする労働者派遣業は、単なる人材派遣企業の出現を出発点に歴史を語る以外にない。こうした歴史把握は、アメリカ労働者派遣業の形成史に関わる研究においても例外ではない。

アメリカの労働者派遣業は、従来の研究では事務、鉱工業分野ともに1920年代において発生をみたとの理解が一般的である<sup>9</sup>。そして、この「1920年代発生」説は、人材派遣を業とする一部特定のパイオニア企業の出現に根拠をおく。しかし、これは表面的な見方であって、

<sup>6</sup> 同上、17ページ。

<sup>7</sup> 職安法第44条の立法趣旨を、前近代的な労働ボスによる封建的な雇用慣行の打破に限定して理解する論者として、馬渡淳一郎『三者間労務供給契約の研究——労働者派遣法時代の労働契約論』総合労働研究所、1992年、高梨昌編著『詳解労働者派遣法 第3版』エイデル研究所、2007年などが代表的である。

<sup>8</sup> 伍賀一道『現代資本主義と不安定就業問題』御茶の水書房、1988年、第7章。

<sup>9</sup> 水谷謙治「アメリカ・人材派遣業の研究」『立教経済学研究』第46巻第4号、1993年3月、9ページ。水谷氏はアメリカ労働者派遣業の歴史的起源について、① Mack A. Moore “The Temporary Help Service Industry: Historical Development, Operation, and Scope,” *Industrial and Labor Relations Review*, Vol.18, No.4, July, 1965, ② Paul A. Joray, Charles L. Hulin, “Survey of the Socio-Economic Aspects of Temporary Work in the United States” in W. Albeda, R. Blanpain, G. M. J. Veldkamp, *Temporary Work in Modern Society, Part II*, (Netherlands: Kluwer, 1978), ③ Martha I. Finney, Deborah A. Dasch, *A Heritage of Service: The History of Temporary Help in America*, (National Association of Temporary Services, 1991)の3つの文献に依拠しており、それ以外にこの問題を扱った文献は調査した限り皆無であると述べている。因みに、③の文献は抄訳されている。マーサ・I・フィニー、デボラ・A・

アメリカ労働者派遣業は、その実態からして、また各州の営利職業紹介規制法の発生史をみても1920年代より以前の労働者供給業にまで遡ることができる。GHQ労働課マンパワー政策担当官マッケボイは、日本の「労働ボス」制度の廃絶活動を回顧するなかで、19世紀アメリカ産業社会における「労働ボス」制度、すなわち本稿が考察対象とするパドローネ制度についてわずかではあるが触れている<sup>10</sup>。しかし、パドローネ制度はこれまでアメリカ労働者派遣業の歴史の中で語られることはなかった。それは、アメリカの研究者の多くがパドローネ制度を「封建遺制」とか「非近代的」と捉えた結果でもあった。こうして、労働者派遣業の歴史把握に関わっては、アメリカでも同じような難点が指摘できるのである。

本稿は、以上のような労働者供給業を巡る問題点を踏まえ、またアメリカ労働者派遣業の源流を探るといふ問題意識を念頭において、パドローネ制度を考察するものである。アメリカのパドローネ制度は日本ではその実態のみならず、名称さえほとんど知られていない。したがって、初めにそもそもパドローネ制度とは何か、この問題から論ずることにしよう。

## 1. パドローネ制度の基本的性格

これまで日本はもとより当事国のアメリカでも、パドローネ制度 (Padrone System) に関する研究が実証分析も含めて十分に深められてきたとは言い難い。また、パドローネに関する歴史的な事実が語られる場合でも、それはもっぱら移民および移民史研究のなかにおいてであった<sup>11</sup>。したがって、アメリカの労働史、あるいは労使関係史研究の中で、パドローネ制

ダッシュ共著齊藤博訳「抄訳 米国人材派遣業の歴史(前編)(後編)」『関東学園大学経済学紀要』第26集第1号, 1999年3月, 第26集第2号, 1999年8月。また、同様に1920年代に発生したと捉えている論文には、他に藤川恵子「労働者派遣の現状と展望——アメリカにおける労働者派遣と共同使用者の概念を中心に——」『季刊労働法』186号, 1998年, 149ページ, 齊藤博「米国人材ビジネス事情——人材派遣業からスタッフィング業へ——」『関東学園大学経済学紀要』第27集第2号, 2000年7月, 231ページがある。ただし、この2つの論文では20年代発生説を裏付ける出典あるいは原史料の明示はない。

<sup>10</sup> 竹前栄治『GHQ労働課の人と政策 [増補改訂版]』エムティ出版, 1991年, 266～267ページ。

<sup>11</sup> 日本のアメリカ移民史研究のなかで、イタリア移民を研究する山田史郎氏と北村暁夫氏が、パドローネとその役割についてわずかながら触れている。山田氏は、パドローネをイタリア移民への仕事の仲介人として紹介している。しかし、それは初期の移民だけに限ったことであって、20世紀以降では家族や血縁、同郷者間のネットワークがパドローネの役割に取って代わったとされる。また、北村氏は、受入国における移民斡旋の一形態としてパドローネの活動をとりあげている。パドローネによる移民斡旋は、移民の初期段階にみられた形態であり、1885年の契約労働移民の禁止によって衰退し、その後パドローネは「単なる就職斡旋人」に転換したと述べている。他方、移民史研究以外の分野で唯一この問題を扱っているのは、アメリカ鉄道業発展史の著作をもつ小澤治郎氏である。氏は1880年代以降の鉄道建設を担った「新移民」の代表としてイタリア移民労働者をとりあげる中で、鉄道会社や建設工事に多数のイタリア人労働者を斡旋し、同時に現場監督をも担った人物がパドローネであったとし、そして、労働者を「組織」するこうした制度は、1880年頃から第一次世界大戦の時期に栄え、1930年代に姿を消したと述べている。ただし、氏の著作ではパドローネ制度の説明はわずか数ページであり、機能や構造の詳細はわからない。山田史郎「ア

度のもつ歴史的な意義や評価については今日に至っても確定されていないのが現状である。

19世紀後半から世紀転換期のアメリカ社会において、パドローネ(padrone)は一般によく知られた人物であった。しかし、アメリカ移民史のなかで、パドローネは理論的な検討対象というよりも、主に民族排斥主義者(ネイティブリスト)から「外国人労働者を搾取する外国人ボス」、「詐欺師」などもっばら道徳的非難の対象として取りあげられてきたこと、またパドローネ制度自体も19世紀末以降、移民の性格および移民政策の変化に対応して、その内容も変化し多様な側面を見せたことから、パドローネあるいはパドローネ制度の概念においては様々な混乱が生じ、したがってその基本的な性格についても明確なコンセンサスが得られていないと言われている<sup>12</sup>。

そこで、この問題を取りあげるにあたり、J・R・コモنزとJ・B・アンドリュースの『労働法原理』<sup>13</sup>にある叙述を手がかりにしてその性格を把握し、検討すべき課題を明確にすることからはじめたい。ここでコモنزとアンドリュースの『労働法原理』を取りあげるのには、両氏ともアメリカ労使関係史、あるいは労働問題のスペシャリストであったという理由に加え、この制度が存在していた当時から、若干ではあるがその再評価がなされた1960年代までの間、アメリカにおける主要な論者の基本的な捉え方がここにコンパクトな形で示されていると考えるからである。彼らは同書の中でパドローネ制度を次のように説明している。若干が長くなるが、ここに全文を引用する。

「パドローネ制度は、契約労働から一步前進した制度である。この制度の下で働く者は、リーダー、すなわちパドローネが自分たちに代わって契約を取り結ぶことに同意していた。しかし、こうした合意は、法律上強制することはできない。それは、彼ら自身が必要に迫られた

---

アメリカのイタリア人」、清水廣一郎・北原敦編『概説イタリア史』有斐閣選書、1988年、253～254ページ。北村暁夫「ヨーロッパ移民と移民の連鎖」、歴史学研究会編『資本主義は人をどう変えてきたか』東京大学出版会、1995年、173～177ページ、小澤治郎『アメリカ鉄道業の展開』ミネルヴァ書房、1992年、279～282ページ。

<sup>12</sup> Robert F. Harney, "The Padrone and the Immigrant," *The Canadian Review of American Studies*, Vol.5, No.2, (Fall, 1974), pp.101-102. この論文はアメリカ移民史研究において、これまでパドローネという用語がどのような含意をもって使用されてきたか、またパドローネ制度の概念やその社会的起源についての見解の相違や混乱がいかなるものであったのかを整理している点で非常に有益な文献である。

<sup>13</sup> John R. Commons and John B. Andrews, *Principles of Labor Legislation, Fourth Revised Edition*, (New York: Harper & Brothers, 1936). 同著第四版の翻訳書は、コモنز・アンドリュース共著、池田直視・吉原節夫共訳『労働法原理』ミネルヴァ書房、1963年である。因みに、同書では padrone system を「元締め制度」と訳している。また、同著第三版の翻訳書(北岡壽逸訳『労働法原論』清水書店、大正9年)は、これを「親方制度」と訳している。しかし、本稿ではこれらの訳語を用いない。「元締め」なり「親方」という用語は、多分に日本的な労働関係を想起させるからである。したがって、ここではそのまま「パドローネ制度」と表記する。以下、本文の訳はすべて筆者によるものである。

場合にのみ強いられるものである。パドローネ制度は、最初イタリア人労働者から発生した。パドローネは、イタリアから渡航費を前貸して労働者を連れてきた。そして、彼らを請負業者に賃貸した。パドローネは労働者が仕事に従事している期間、生活するための飯場(shanty)を貸し与え、さらに彼らに食料品を販売した。

イタリア人労働者は、パドローネと1年ないし3年間、場合によってはそれよりも長い期間にわたって、かれに仕える旨の契約を結んでいた。1895年の移民調査委員会報告は、1890年代の初頭、イタリア人およびその他の外国人が『貨物船で』連れてこられ、ミシガン州の鉄鉱山に送られ、パドローネ制度の下で働いていたことを明らかにした。これは、たぶんイタリア人パドローネが最も多数現出しかつ繁栄していた時期であったと思われる。

その後、労働者とパドローネとの明確な合意は、以前ほど一般的ではなくなったが、それにはおそらく三つの理由があろう。第一は、外国人契約労働者禁止法が彼らの契約を法律上無効としたのみならず、もし政府に発見されるならば実際に処罰しうるものとしたためである。第二は、イタリアからの自発的移民が1920年以前に大量に流入してきた結果、パドローネが契約労働者禁止法により処罰される危険を犯してまで労働者を移入する価値がなくなり、彼らは単なる仲介人(middleman)になったからである。第三は、一方の側が依存し、他方の側が援助するという状況があったからである。パドローネは、厳密にいて、力によってもまた詐術によっても労働者に対する支配を確立しなかった。ロッシ博士(Dr. Rossi)は、パドローネ制度を『この国の慣習や言葉に精通した人々が新来移民に貢ぎ物を強制する制度』とみなしている。この制度は、使用者と労働者との間にある通常の不平等よりもっと根が深い不平等を基礎にして成り立っている。こうした方式の下で働く民族は、無知で命令されることに慣れており、かかる依存性と無知の上に、パドローネの権力が存立しているのである。その救済策は、移民の観点に立てば、法的権利を付与するよりむしろ望ましい教育、アメリカ的思考方法、有効な職業紹介機関、現行法のより適切な執行の中で見出さねばならない。』<sup>14</sup>

以上の内容において若干わかりにくい点もあるが、ここから少なくともパドローネが実際に果たしていた役割が明らかである。すなわち、第一に、パドローネは契約のもとで外国人労働者を海外から調達し、それをアメリカの企業に供給するという国際的なレベルにおける労働者の斡旋業者であった。第二に、企業に対する労働力の斡旋のみならず労働者が仕事に従事している間、飯場の営業やそこでの食糧の販売など労働現場における労働・生活過程に深くかかわる事業をも担っていた。第三に、契約労働者禁止法の制定と自発的移民が大量流入する時期以降、パドローネは契約労働者の移入にはタッチせず「単なる仲介人」となった。

<sup>14</sup> *Ibid.*, pp.325-326.

さらに、コモنزとアンドリュースは、こうした内容をもつパドローネ制度について、「契約労働から一步前進した」制度であり、またイタリア人労働者に起源をもつ「新来移民に貢ぎ物を強制する制度」であったとの規定を与え、そしてこの制度を成立させていたのは「使用者と労働者との間にある通常の不平等よりもっと根が深い不平等」、あるいは移民の側における「依存性と無知」であったとしている。

まず、これらの事実と評価を踏まえて判断するならば、パドローネ制度の基本的性格について、次のように捉えることが可能である。すなわち、パドローネは移民労働者の移入という特殊な事業に関わっていたとはいえ、その果たした役割からして一般に労働者を他人に使用させる労働者供給業者であり、したがって、パドローネ制度とは特定の民族を基盤とした1880年代以降世紀転換期にかけて最も繁栄した労働請負制度、あるいは労務供給請負制度のアメリカの形態であったというのがそれである。こうした性格規定は、この制度に内在する契約関係(の一部)の特質を「この制度の下で働く者は、リーダー、すなわちパドローネが自分たちに代わって契約を取り結ぶことに同意していた」と表現されている点から、またイタリア移民局のE・ロッシー(Egisto Rossi)の言葉を引用して「貢ぎ物」(広い意味で「中間搾取」を指す)を強制する制度であったとの指摘からも明らかである。

もとより、こうした捉え方は筆者独自のものである。ただし、このように規定したとしても、コモنزとアンドリュースの説明と関わって、いくつか敷衍しておかなければならない問題がある。それは第一に、彼らの説明によれば、パドローネの役割は歴史的に変化したとされるが、この点をどうみるかという問題である。初期のパドローネは、海外に渡って移民労働者と通常1～3年間の労働契約を結び、渡航費を前貸しするなどしてアメリカに導き入れ、彼らをアメリカの企業に「賃貸」した。しかし、外国人契約労働者禁止法の制定と膨大な自発的移民が流入する時期以降においては、パドローネはもはや契約の下で労働者を連れてくることはなくなり、上述では「単なる仲介人」になったと表現されている。

パドローネ制度に関わるこうした変化は、コモنزとアンドリュース以外の同時代の様々な論者やその後の研究者によってもしばしば指摘される事柄であるが、実はこの点がパドローネ制度の社会的起源やその存在期間、あるいはパドローネの概念とその評価をめぐる、多くの混乱や意見の相違を生み出してきた<sup>15</sup>。

<sup>15</sup> パドローネ制度の基本的性格をめぐる、混乱や意見の相違を生み出した理由は他にもある。南北戦争後から1870年代にかけて、南部イタリアの主に子どもを事実上の「年季奉公人」として合衆国に導き入れ、花売りや靴磨き、物乞い、あるいは大道芸人として奴隷のように働かせていた人物もパドローネと呼ばれていた。この形態は1880年までにイタリア、アメリカ両政府および慈善団体の努力によって消滅した。したがって、パドローネの歴史には2つの制度があったとし、それらを歴史的に連続して捉えようとする研究者も少なくない。因みに、筆者は前者の *padrone system* と労務請負制度としての *padrone system* はその名称はどうであれ、発生の経済的必然性も実際上の役割も異なるものであり、歴史的にこれらを連続し

例えば、著名な移民史家C・エリクソンは、『『パドローネ』という用語においては、様々な混乱があり、私は有効かつ一致した定義と考えられるものを採用したい』として次のように述べている。すなわち、「本来のパドローネ制度」においては、「パドローネは大西洋を渡る渡航費の前払いを保証した上で、労働者と長期的な労働契約を交わして」おり、さらにパドローネは「通訳」として労働者とともに鉄道建設等の請負会社のもとに行くが、「使用者から賃金を徴収し、それを労働者に配分して仕事を請け負わした。」つまり、本来、「パドローネは雇用主であった」と。しかし、こうした雇用主としての性格は1880年代末までに消滅した。それ以降は移民の通訳、あるいは私的職業斡旋人としての「ボス」システムが本質的な性格であって、それとパドローネ制度とは区別すべきだという<sup>16</sup>。同様に、この問題を考察した移民史研究者のH・S・ネリも、イタリア人のパドローネ制度を契約労働者の移民事業としての性格をもつもの限定して捉え、したがってその存在期間は外国人契約労働者禁止法が施行される1880年代半ば以前のほぼ10年間という極めて短い期間に限られていたと結論づけている<sup>17</sup>。

他方、同じ移民史研究者であるJ・L・イオリッツォは、パドローネについて南部イタリア出身の膨大な移民をアメリカに導き入れ、かつ同化を促した重要な人物として位置づけ、そしてこの制度は多分に「搾取」や「詐欺」「虐待」等ネガティブな側面を伴いつつも、移民労働者に対する職業斡旋、さらには住居や食事の提供、あるいは貯蓄や送金、本国への帰還手配等を含めた移民の生活全般に関わる多様なサービスを提供するシステムであったと考えている。その結果、ネリの主張とは反対に、この制度はかなり長い期間にわたって存在した

---

てとらえる立場をとらない。2つのパドローネ制度については、Luciano John Iorizzo, *Italian Immigration and the Impact of the Padrone System*, (New York: Arno Press, 1980, c1966), pp.74-76, Edwin Fenton, *Immigrants and Union, A Case Study: Italians and American Labor, 1870-1920*, (New York: Arno Press, 1975), p.71 を参照のこと。また、1880年代以降、イタリア人パドローネが実際に担った役割を職業上のリストとしてあげれば、それは極めて多様なものであった。すなわち、労働者募集人、職業斡旋業、移民銀行家、船会社の代理人、請負業者、酒場の店主、宿屋の主人、通訳、私的郵便配達人、食糧の輸入業者、民族新聞の発行人、職長、組頭、売店と飯場の管理人、最後に労働者を隔離するカンパニー・ストアの支配人がそれである。さらに、パドローネ制度がギリシア人、シリア人等にも拡大されると、そのリストには、菓子・アイスクリームパラーの経営者、靴磨きショップの経営者、組織的な行商人等が付け加わることになり、パドローネは肉体労働者と工場労働者以外のほとんどあらゆる職業と関わりをもっていた。こうした事情もパドローネの評価を混乱させた原因の1つでもある。Robert F. Harney, *loc. cit.*, p.108.

<sup>16</sup> Charlotte Erickson, *American Industry and the European Immigrant: 1860-1885*, (Cambridge: Harvard University Press, 1957), pp.86, 102.

<sup>17</sup> H・S・ネリによれば、パドローネは1880年代半ば以降においては「単なる私的職業斡旋人 (private labor agent)」であったと規定している。Humbert S. Nelli, "The Italian Padrone System in the United States," *Labor History*, Vol.5, No.2, (Spring, 1964), pp.153-154.



との結論を導き出している<sup>18</sup>。

このように、論者によって位置づけや評価、あるいは用語の使い方は異なっている。それは、従来の移民史研究がこの制度を、特に移民幹旋事業あるいは外国人契約労働との関連性如何から性格づけようとしてきたことの反映でもある。しかし、いずれにしてもこれらの研究者が依拠している主な史料を全て検討する限り、パドローネの主要な役割は、一貫して求職者と求人者を結びつける営利的職業紹介と、同時に供給先企業における労務管理の一部を代行することであって、その意味でこの制度は労務供給請負の一形態として規定することが可能である<sup>19</sup>。この点は「単なる仲介人」、あるいは「ボス」システムとなったと言われる時期以降においても基本的に変わりはない。

敷衍すべき第二は、コモンズとアンドリュースがパドローネ制度を使用者と労働者との自由な労働契約関係成立に至る過程の中で見られた労働制度の一つと捉えている問題である。冒頭の一文にある「パドローネ制度は、契約労働から一步前進した制度である」という性格規定がそれである。こうした見解は彼ら独自のものであり、労働問題研究者であるがゆえの捉え方でもある。

コモンズとアンドリュースは、労働契約関係成立の起源、あるいはその萌芽を「マスター・サーバント (Master and Servant)」段階に求める。そして、アメリカにおいてこの段階から近代的な「使用者・被用者 (Employer and Employee)」段階に至るプロセスの主要な労働形態が「年季奉公制度 (Indentured Service)」次いで「契約労働 (Contract Labor)」そしてパドローネ制度であったとし、パドローネ制度を論理的に「契約労働から一步前進した」形態と捉えている。ここでいう契約労働とは、形式上自由な契約に基づく労働形態ではあるが、前借金等の債務によって特定期間、契約関係を解消できず、結果的に労働者が強制労働の状態に置かれるような労働形態を指している<sup>20</sup>。彼らが労働契約関係発展史の視点から、

<sup>18</sup> Luciano Iorizzo, "The Padrone and Immigrant Distribution," in Silvano M. Tomasi, and Madeline H. Engel, *The Italian Experience in the United States*, (New York: Center for Migration Studies, 1970), pp.43-75.

<sup>19</sup> 日本で議論されてきたような「労働者供給」という概念がアメリカの研究者にないことが、発現形態が異なるもろもろの事象を歴史発展的に捉えることを不可能にしてきたと言えよう。

<sup>20</sup> 契約労働 (contract labor) については、一致した定義があるわけではない。1987年ILO「契約労働に関する条約案」にみられるごとく、最近の定義では雇用契約に基づく被用者と請負、委任契約に基づく独立契約者との中間に位置するような労働者の労働形態に対して適用されている。しかし、この用語は歴史的にみれば、19世紀のハワイやフィリピン等でみられたように、近代的な労働契約の概観を装いながらも、労働者を債務者等の従属的地位に置き、事実上強制的苦役をもたらすような労働形態に対して使用されている。さらに、19世紀後半のアメリカでは、この用語は特に政治のレベルにおいて、外国人契約労働者の導入問題をめぐって使用された。この場合、(外国人)契約労働者とは、1885年移民法以降の一連の移民法改正のなかで定義に変化はあるものの、一般に合衆国において労働する旨の契約、約束、あるいは勧誘等に基づいて渡来した労働者を指している。こうした契約労働者は、南北戦争下の1864年、連邦移民法とし

パドローネ制度を契約労働制度と区別し、「一步前進した」形態と規定したのは、その評価が正しいか否かは別にして、外国人契約労働者禁止法以降の「性格変化」を前提にしたからであろう。とはいえ、上記のような位置づけを与えたことから考えて、彼らはこの制度の中では依然として自由な労働契約関係が未成熟であり、拘禁的性格をもつ労働関係が成立していたと捉えていることは明らかである。

本稿では、パドローネ制度を彼らのように「使用者・被用者」段階以前にみられた制度と捉える立場をとらない。19世紀末がもはやそのような時代とは言えないからである。ただし、彼らをしてそのような段階のものとして認識させた点、すなわちこの制度に内在する拘禁的な労働関係の内容と成立条件が何であったのかについては検討すべき重要な問題であると考えられる。こうした拘禁的性格は、戦前の日本でもそうであったように少なからず労働者供給に伴う労働関係の特徴でもあるからである。この点は言うまでもなくパドローネの権力基盤に関わる問題である。この権力基盤について、コモンズとアンドリュースは渡航費用の前借を伴う外国人労働者の導入が衰退した以降では移民労働者の「依存性と無知」だけを強調しているが、こうした捉え方が正しいのか否かは検討の余地がある（この問題は別稿で扱う）。

第三は、パドローネ制度が「最初イタリア人労働者から発生した」とされている問題である。この指摘からわかるように、この制度が特定の民族と結びついたシステムであったことは事実である。それは、19世紀末アメリカにおける労働者供給業が多かれ少なかれ移民事業（commerce of immigration）と密接に関わって展開されたことによるものである。しかし、それが歴史的事実として「イタリア人労働者から発生した」と断定することには留保せざるをえない<sup>21</sup>。そうした断定が可能なほどアメリカ史の中で実態解明が進んでいるとは言えないからである。むしろ、それよりもここで重視すべきは、パドローネ制度がイタリア人<sup>22</sup>だけに

---

で最初に制定された「移民促進法（law to encourage immigration）」によって合法化された。この法律は、12ヵ月以内に賃金から渡航費を返済する旨の契約を外国にて締結し、合衆国に移住して労働することを適法としたが、1868年には廃止されている。しかし、この種の契約労働者は1885年移民法まで禁止されることはなかった。1864年法については、U. S. Congress, House, Congressional Record, 38th, Congress, 1st, session, Chapter 246, July 4, 1864, また、その後1885年移民法までの移民政策をめぐる議論については、Jeremiah W. Jenks and W. Jett. Lauck, *The Immigration Problem; A Study of American Immigration Conditions and Needs*, 5th, (New York, London, Funk & Wagnalls Co., 1922), pp.371-376を参照のこと。

<sup>21</sup> padrone system と呼ぶかどうかは別にして、すでに1860年代末からスウェーデン人は1880年代以降のイタリア人パドローネと類似した活動を展開していた。例えば、1868年創設のスカンジナビア移民会社（Scandinavian Emigrant Agency）の総代理人 Franks Peterson は、シカゴの支店を通じて合衆国の様々な企業、特に鉄道建設会社や運河建設会社と契約を結び、スウェーデン人の移民斡旋のみならず、雇用の提供、労働現場までの労働力の移送、生活の世話等の活動を展開していた。Charlotte Erickson, *op. cit.*, pp.80-81.

<sup>22</sup> パドローネ制度の下にいたイタリア人は、そのほとんどがアブルッツィ・モリーゼ州、カンパニア州、ア

みられる特殊な制度ではなく、1880年代以降のいわゆる「新移民」と呼ばれる多様な民族と結びついてアメリカで広範囲に実在したという事実である。

「パドローネ」という言葉は、もともと「企業の所有者」「主人」あるいは「合法的にも精神的にも他人に対して支配力を有する者」を意味するイタリア語であった<sup>23</sup>。しかし、世紀転換期のアメリカ社会において、「パドローネ・システムという用語は、イタリア人と似た状況下にいる他民族の労働者をも含める」<sup>24</sup>言葉として使われるようになっていた。ここからもわかるように、イタリア人と同様の制度が、実態がわかっているものだけでも、例えばギリシア人、オーストリア人、トルコ人、ポーランド人、ベルギー人、マケドニア人、クロアチア人などの東欧・南欧系移民、さらにはメキシコ移民や日系移民の中にも広く存在していたと言われている<sup>25</sup>。したがって、パドローネ制度の考察においては、イタリア移民労働者のみならず、他民族において成立した制度の内容をも検討の対象としなければならない。

本稿は、以上の諸点を踏まえつつ、従来アメリカ移民史研究のなかでやや特異な存在としてとりあげられてきたパドローネ制度をあらためて労務供給請負制度のアメリカ的形態という視角から捉え直し、その実態を明らかにしたいと思う。次章では、この制度がアメリカ産業社会のなかで実際にどのような展開を見せていたのか、すなわちいかなる業種で、また労働者に対する影響力がどのようなものであったのか、それらの事実を可能な限り確認しておきたい。

## 2. アメリカの移民労働者とパドローネ制度の実態

19世紀最後の四半世紀から世紀転換期のアメリカ産業社会において、労務供給請負制度としてのパドローネ制度がどのような展開を見せたのか。この問題について合衆国全体にわたり体系的、網羅的に把握している資料あるいは研究書というものは存在しない。移民問題に関する各種調査・研究や同時代の雑誌論文等において様々な事例が断片的な形で述べられているだけである。ここでは、まずその点を断ったうえで、可能な限り一次資料となりうる連

---

プーリア州、バシリカータ州、カラブリア州、シシリーといったイタリア南部出身の移民であった。本稿では、北部イタリア人と南部イタリア人を区別して表現していないが、単に「イタリア人」と叙述している場合には、民族的にはほぼ南部出身のイタリア人を指している。

<sup>23</sup> アメリカに渡ったイタリア人移民は、労働者供給人に対して「パドローネ」という言葉を使わなかったと言われる。パドローネという言葉はアメリカ人が用いた。Robert F. Harney, *loc. cit.*, p.103.

<sup>24</sup> U. S. Immigration Commission, *Reports of the Immigration Commission*, (Washington, D. C.: Government Printing Office, 1911), Vol.2, p.392. 同委員会は1907年の移民法第39条によって設置された委員会であり、委員長の名をとって通称ディリングラム委員会と呼ばれ、1910年に42巻からなる報告書を提出した。以下の脚注では、この報告書をDillingham Commissionと略記する。

<sup>25</sup> *Ibid.*, p.392, また, Humbert S. Nelli, *loc. cit.*, p.153, Rhoda Gale, "Immigration Evils," *Lippincott's Monthly Magazine*, LVIII, (August, 1896), p.235も参照。

邦政府の調査, およびそれを捕捉する形で州政府の調査, あるいは必要な限り二次資料を使って述べることにしたい。

連邦政府のレベルにおいて, パドローネ制度の実態を掌握し公式に議会に報告したのは, 1888年のフォード委員会 (The Selected Committee of the House of Representative to Inquire into the Importation of Contract Laborers, Convicts, Paupers, and Other Classes) が最初であったと考えられる<sup>26</sup>。フォード委員会は, 1882年移民法および外国人契約労働者の禁止を定めた1885年法 (Foran Act) に対する違反実態, および法施行に関わる問題点の解明を目的とし, そのために公聴会を開催するなど移民労働者を含む関係者に対して膨大な聞き取り調査を実施した<sup>27</sup>。この調査では, 数多くの契約労働者の事例が明らかにされたが, 同時にそれと関わってパドローネ (同委員会報告の中では「パドローネ」という用語ではなく, 「労働請負人 (labor contractor)」あるいは「ボス (boss)」という表現が使われている)<sup>28</sup>の活動に関する情報も得られている。例えば, イタリア移民に関する次のような公聴会での証言がそれである。

(ニューヨークのイタリア副領事 A. Monaco の証言<sup>29</sup>)

ニューヨーク市周辺には, イタリア人の労働請負人 (labor contractor) が多数存在していた。彼らはイタリア国内にいる知人に労働力の調達を依頼し, また1人当たり25ドルの渡航費を前貸して移民労働者を合衆国に連れてきた。この渡航費は労働請負人に返済されるが, その額は通常10~15ドルの利子が上乗せされ, あるケースでは倍額返しの50ドルになることもあった。当然, この借金は賃金から支払わねばならない。労働者の賃金は通常1日1.25ドルであり, したがってそれを完済するには約30日分の労働が必要であった。

<sup>26</sup> U. S. House of Representatives, *Testimony taken by the select committee of the House of Representative to inquire into the alleged violation of the laws prohibiting the importation of contract laborers, paupers, convicts, and other classes*, 50th Congress 1st session. House, Misc. Doc., no.572, (Washington: Government Printing Office, 1888). 同委員会はミシガン州選出の下院議員 Ford を委員長するものであり, 通称フォード委員会と呼ばれる。本稿もこの用語を使用する (脚注ではこの報告書を Ford Committee Report と略記する)。

<sup>27</sup> フォード委員会は, イタリア人, アイルランド人など多様な移民労働者のみならず, 大西洋航路をもつ大手船会社の代理人や合衆国移民検査官, あるいは関係各国の領事, 慈善を目的とする移民団体, 労働騎士団のパウダリーや AFL のゴンパースといった労働組合側代表など, 様々な関係者から証言を得る形態で調査を実施し, それを約800ページにわたる報告書にまとめた。

<sup>28</sup> 当時のイタリア人にとって padrone という言葉は, 児童を支配している人物を指す用語として理解されており, 成人の労働力を供給し飯場を支配する人物に対しては労働請負人かボスという言葉が用いられていた。Ford Committee Report, p.60.

<sup>29</sup> 公聴会記録は全て質疑応答形式で掲載されている。したがって, 本文の2つの証言はパドローネ制度に関わる部分を筆者が要約したものである。

イタリア移民がアメリカに着いた時、これらの労働請負人によって、供給先である労働現場まで連れて行かれた。その際、労働者は1人につき平均2～3ドルの雇用紹介料が課された。また労働者の賃金は、通常、供給先事業主から労働請負人に渡され、労働者に直接支払われることはない。請負人がこの賃金から雇用斡旋料と利子付渡航費分を頭はねして労働者に支払うのである。このように、間接的に賃金が支払われることから、労働請負人は労働者に賃金を渡さなかったり、持ち逃げする事件がしばしば発生した。また、労働請負人は新たな紹介料を得るために、配下の労働者を3～4ヵ月で解雇することも珍しくなかった。現時点において、イタリア移民数は年間約35,000人、ニューヨーク市在住のイタリア人は約70,000人いるが、彼らがアメリカに来たとき、鉄道建設か上水道建設、特に大部分が鉄道建設の仕事に就いていた。そして、この仕事の大半が労働請負人によって供給されていた<sup>30</sup>。

また、労働者供給契約に関わる事柄についてはこうであった。

(イタリア移民協会理事 Robert Marzo の証言)

通常、鉄道会社は敷設権を下請建設業者や再下請業者に与えた。したがって労働者の供給契約は、これらの下請会社とボスとの間で結ばれた。また同時に両者の間では、鉄道会社自らが飯場や売店を所有する少数の例外を除いて、労働者に対する食糧・燃料等の販売権に関する契約も結ばれた。そしてボス達は契約締結の際に労働者の供給権と物品販売権を下請業者から購入したのである。その権利はしばしば1週当たり100～200ドルであった。あるケースでは、1つの供給契約が6人のボスに販売されることもあった<sup>31</sup>。

フォード委員会の公聴会では、労働請負人の中で特に悪質な詐欺や収奪をはたらいていた25～30名のイタリア人ボスのリストが入手されている。このリストと関係者の証言によって、彼らの大半がニューヨーク市内で職業紹介事業を営んでいることが突きとめられた。また同時に、ニューヨーク州では、職業紹介法により職業斡旋のための免許取得が義務づけられていたにもかかわらず、1人を除いて他の全員が無免許である事実も明らかになっている<sup>32</sup>。こうして、同委員会は実際に労働請負人の支配下にあったイタリア移民労働者の証言をも踏まえて、最終的に「特定の外国人の間では、主に鉄道建設において仕事を行う旨の労働契約を結ぶ目的で移民労働者を輸入する活動が広範にみられ」「移民が渡来するや完全にボスの支配

<sup>30</sup> Ford Committee Report, pp.57-70.

<sup>31</sup> *Ibid.*, pp.85-86.

<sup>32</sup> フォード委員会の報告書では、19人のイタリア人ボス(あるいは労働請負人)が実名で公表されている。このうち18人が職業紹介所を営業しており、またニューヨーク州紹介所法による職業紹介の免許を取得していたものは1件であった。ただし、無免許によって取り締まられたことはなかったと言われる。なお、この19人のなかで移民銀行を兼業していたのは1件であった。*Ibid.*, pp.85-87.

下に入り、不当な要求や詐欺にさらされ、ある場合には全く奴隷と同じ状態におかれていた」と総括する報告書を議会に提出した<sup>33</sup>。

フォード委員会の調査は、契約労働者の実態解明を主要な目的とするものであったが、その後パドローネ制度それ自体を対象に、その存在の有無、影響力の範囲等に関して全国調査を実施したのは、J・R・コモンスも『労働法原理』のなかで引用していた1894年設置の合衆国移民調査委員会（U. S. Immigration Investigating Commission）であった<sup>34</sup>。次に、同調査委員会がいかなる実態を把握したのか、1895年の最終報告書から見てみよう。

移民調査委員会は、まずパドローネ制度の内容について次のように説明している。「やり方は単純であった。差し迫って大きな事業を抱え、しかも低賃金で労働者を獲得したいと考えている請負業者は、一人のイタリア人銀行家（banker）に依頼した。この銀行家はイタリアの代理人を通じて、必要な労働者を雇い、前払いチケットでアメリカに連れてきた。その際、銀行家は労働者から手数料を徴収した。労働者はアメリカに着いた後、銀行家の代理人によって管理され、彼が支配する労働宿を割り当てられた。そして宿代として法外な料金が請求されるのであった。銀行家は最終的に労働者に仕事を与える時、労働者と求人者を依頼した請負業者からも斡旋料を徴収した。労働者は雇用されている間、銀行家の所有する飯場あるいはその代理人が借り受けている飯場で生活することを強要され、さらに極めて高い宿泊代と代理人が提供した非常に値段の高い必需品の購入を強制された。移民による母国への送金はすべて銀行家を通じて行われ、このサービスに対しても両替手数料に加え高額な送金手数料が請求された。移民がイタリアへ帰国する際には、銀行家は船券販売によって利益を得た。一言でいえば、移民労働者がイタリアで雇用されてから帰国するまでの間、彼らは銀行家の支配下にあり、常に利益の源泉になっていたのである」<sup>35</sup>（因みに、ここでいう「銀行家」とは、

<sup>33</sup> U. S. House of Representatives, *Report: Ford committee, The Select Committee to Inquire into the Importation of Contract Laborers, Convicts, Paupers*, 50th Congress 2d Session, Report No.3792, 1888, pp.5-6. なお、フォード委員会報告では、実際に労働請負人の支配下にいたイタリア移民労働者の数については明らかにされていない。

<sup>34</sup> 合衆国移民調査委員会は、財務長官J・G・カーライルより1894年6月13日、1）移民法施行上の問題点、2）移民法の改正点、3）移民流入による合衆国内の雇用、賃金への影響、4）特定地域への移民の集中を防止するための措置、5）パドローネ制度の実態把握とその改善点の5つの諮問事項を検討すべく設置された。5）の諮問事項は、正式には「合衆国においてパドローネ制度が存在するの否か、もし存在するならば移民階層の中にどの程度広がっているのか、さらにパドローネ制度を撲滅し、またその悪影響からアメリカ人労働者を保護し、同時に移民の社会経済的条件的改善を図るためには現行移民法の下でどのような措置を講ずることが可能であるのか」という内容であった。因みに、同委員会の委員長はH・スタンプ（Herman Stump）であった。U. S. Immigration Investigating Commission, *Report of the Immigration Investigating Commission to the Honorable the Secretary of the Treasury*, U. S. Treasury Department, Document No.1817, 1895.

<sup>35</sup> *Ibid.*, p.26.

パドローネ階層のなかでも事業規模が大きくしたがって影響力の強い人物であり、またアメリカ側で労働者を管理する「代理人」もパドローネあるいはボスと呼ばれる。これらの人物の関係については、後にふれることにしよう。

同調査委員会の報告書によれば、上記のようなイタリア人労働者に対する移入行為は、契約労働者禁止法の通過後も継続されていた。しかし、1890年代半ばにおいては、すでにイタリア移民が大量に流入してきた結果、労働力の直接的な給源は海を渡ったイタリアではなく、むしろ合衆国内とくに膨大な移民が上陸し滞留する東部地域の都市であったという。したがって、パドローネはニューヨークやボストン等の大都市およびその周辺都市(例えば、フィラデルフィアやシラキュースなど)を第一の活動拠点とし、またここから合衆国全土に労働者を供給した。国内最大の活動拠点であったニューヨークでは、上・下水道工事などの公共建設事業において、イタリア人不熟練労働者がパドローネによって供給されたことが報告されている<sup>36</sup>。1890年当時、ニューヨークの公共土木事業に就業している肉体労働者の約90%がイタリア人であり、この部門の中でのパドローネ制度の影響力は極めて大きいものであった。

また、ボストンでは、当時約15,000人のイタリア系の住民が暮らしていたが、その大半がパドローネ、あるいは「銀行家」に支配されており、その結果、労働者に対する様々な虐待、あるいは非道な行為が多発した。その多くは、仕事を提供するという口実のもとであらかじめ徴収した紹介料と移動費用を持ち逃げする事件、あるいは飯場生活の中で行われた金銭収奪など労働者供給事業と密接に関わったものであった<sup>37</sup>。

さらに、移民調査委員会は、ニューヨーク、ボストンおよびその周辺地域以外の州あるいは特定地域に対しても労働組合リーダーへの書簡を通じて不十分ながらも実態把握を試みている。その結果は表1の通りであった。回答を寄せた労働組合の大半が熟練労働者の組合であり、パドローネ制度の影響が小さかったためか実態について不明な点も多々あるが、地域的広がりという点でみれば東部地域に限らず南部も含めて合衆国全域に普及していること、また業種的には鉄道および市街鉄道等の敷設、上水道の建設など土木建設事業、さらにセメント業といった鉱業や港湾荷役などの業種にもみられた。特に鉱業部門については、同委員会は移民検査官を通じてミシガン州のボルビ、ノリエ両鉄鉱山におけるパドローネ制度の報告を受けている<sup>38</sup>。さらに、関係した移民の国籍についてはイタリア人が多いが、それ以外の多様なヨーロッパ系移民や日本人、中国人などのアジア系移民の間にも存在していた。西海

<sup>36</sup> *Ibid.*, p.26.

<sup>37</sup> 合衆国移民調査委員会は、ボストンのイタリア人労働者保護協会 (Italian Workmen's Aid Association) からパドローネの社会的弊害に関して11項目にわたって報告を受けている。この点については、*Ibid.*, pp. 124-126を参照のこと。

<sup>38</sup> *Ibid.*, pp.126-127.

表1 各地域におけるパドローネ制度の有無，関係した業種および民族（1894年）

	州および特定地域	有無	業 種	関係した主な民族
東 部	ニューヨーク州	あり	セメント業・窯業，港湾	オーストリア人，イタリア人
	マサチューセッツ州・特に都市部	あり	製靴業	イタリア人・アルメニア人・ヘブライ人
	ペンシルベニア州・ピッツバーグ	あり	路面鉄道の敷設工事	イタリア人
	メイン州	あり	—	イタリア人
中西部	ノースダコタ州	なし	—	
	イリノイ州・シカゴ	あり	—	イタリア人
	ミズリー州・セントルイス	あり	—	—
西 部	オレゴン州	あり	鉄道建設業	中国人
	ワイオミング州	あり	—	イタリア人・ハンガリー人・オーストリア人
	カリフォルニア州	あり	—	中国人・日本人・イタリア人・ハンガリー人・ボヘミア人・ポーランド人
南 部	ルイジアナ州	あり	—	イタリア人
	バージニア州	あり	鉄道建設・上水道建設業	イタリア人

（備考）合衆国移民調査委員会（1894年設置）の調査方法は，全国の各地域に存在する労働組合のリーダーに対して直接書簡を送り，その回答を文書で集めるものであった。したがって，パドローネ制度が存在した職種や関係した民族について不明な部分もある。

（出所）U. S. Immigration Investigating Commission, *Report of the Immigration Investigating Commission to the Honorable the Secretary of the Treasury*, U. S. Treasury Department, Document No. 1817, 1895, pp.57-91 より作成。

岸諸州のアジア系の場合，移民の多くは当初鉄道会社に雇われレール敷設の事業に大量に投入されたが，彼らの多くはパドローネ制度の支配下にあった。ただし，同報告書では，労働者供給の仕組みや労務請負の方法等に関し，各民族間でいかなる違いがあるかなど制度そのものの詳細な分析は行われていない。

1888年のフォード委員会および1894年の合衆国移民調査委員会は，報告書の中でパドローネが膨大な移民が入国するニューヨークに活動拠点をおき，また営利職業紹介事業を営んでいる者も少なくないという事実を明らかにした。そこで，次にニューヨークにおける営利職業紹介所の活動からパドローネの実態を把握してみよう。

1904年4月，ニューヨーク州は営利職業紹介所の事業活動を規制する法律を制定した。この法律は事業を行う際の認可料（年間25ドル）と保証金（1,000ドル），紹介手数料の上限（月額賃金の10%）を定めるとともに，労働者をニューヨーク市以外に斡旋した場合，当該斡旋所に対して5日以内に，労働者名および斡旋先雇用主名とその住所，仕事の内容，労働時間，賃金，労働者の移動手段等を記載した報告書の提出を求める条項を加え，1906年4月の修正法を通じてこれを義務化した。これによって，ニューヨーク市営利紹介所における広域職業紹介の実態が初めて明らかになった。表2と表3は，同法の施行による1904年5月1日から



表2 ニューヨーク市の営利職業紹介所から市外に斡旋された労働者の民族別・州別構成  
(1904年5月1日～1906年7月31日)

	州	イタリア人		スラブ人・ハンガリー人		その他の民族		合計	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
北部諸州	ニューヨーク	8,371	48.9	237	4.6	1,988	10.8	10,596	26.0
	ペンシルベニア	1,494	8.7	418	8.1	1,980	10.7	3,892	9.6
	ウエストバージニア	725	4.2	1,224	23.7	773	4.2	2,722	6.7
	ニュージャージー	1,494	8.7	182	3.5	341	1.8	2,017	5.0
	コネチカット	1,064	6.2	73	1.4	105	0.6	1,242	3.0
	バーモント	420	2.5	61	1.2	160	0.9	641	1.6
	マサチューセッツ	175	1.0	213	4.1	144	0.8	532	1.3
	メイン	213	1.2	0	0.0	0	0.0	213	0.5
	オハイオ	118	0.7	50	1.0	44	0.2	212	0.5
	ニューハンプシャー	21	0.1	0	0.0	39	0.2	60	0.1
	ロードアイランド	29	0.2	0	0.0	0	0.0	29	0.1
	ウイスクンシン	0	0.0	0	0.0	19	0.1	19	0.0
	インディアナ	0	0.0	12	0.2	0	0.0	12	0.0
ネブラスカ	0	0.0	6	0.1	0	0.0	6	0.0	
小計	14,124	82.6	2,476	47.9	5,593	30.3	22,193	54.5	
南部諸州	フロリダ	271	1.6	111	2.1	5,003	27.1	5,385	13.2
	バージニア	1,034	6.0	516	10.0	2,268	12.3	3,818	9.4
	ノースカロライナ	459	2.7	593	11.5	2,427	13.1	3,479	8.5
	アラバマ	273	1.6	1,294	25.1	834	4.5	2,401	5.9
	テネシー	299	1.7	44	0.9	665	3.6	1,008	2.5
	ジョージア	219	1.3	101	2.0	583	3.2	903	2.2
	メリーランド	65	0.4	0	0.0	516	2.8	581	1.4
	サウスカロライナ	56	0.3	29	0.6	330	1.8	415	1.0
	ミシシッピ	105	0.6	0	0.0	102	0.6	207	0.5
	ケンタッキー	26	0.2	0	0.0	147	0.8	173	0.4
	コロンビア特別区	95	0.6	0	0.0	0	0.0	95	0.2
ルイジアナ	79	0.5	0	0.0	0	0.0	79	0.2	
小計	2,981	17.4	2,688	52.1	12,875	69.7	18,544	45.5	
総計	17,105	100.0	5,164	100.0	18,468	100.0	40,737	100.0	

(出所) Frank J. Sheridan, "Italian, Slavic, and Hungarian unskilled immigrant laborers in the United States," *Bulletin of the Bureau of Labor*, No.72, Sept., 1907, p.417 より作成。

1906年7月31日までの約2年間の記録(対象事業所は1906年8月現在, 事業報告を提出した61件の認可職業紹介所)の一部を纏めたものである。

表2は, 認可職業紹介所が斡旋した労働者数とその民族別構成および斡旋先州別構成を示している。これによれば, ニューヨーク市外への斡旋は北部諸州が22,139人, 南部諸州18,544人で総計40,737人であった<sup>39</sup>。これを民族別にみれば, イタリア人は17,105人であり, 全体

<sup>39</sup> この40,737人は約2年間の総計とされるが, かなり過小な数値であることに留意する必要がある。私的職業紹介所を監督したニューヨーク州許可局の記録によれば, 1904年営利紹介所規制法が定めた事業報告書の提出は同法施行日の1904年5月1日から1906年修正法の施行日5月1日までの間, 強制力をもたず, 履行しない紹介所が大半であったからである。因みに, 報告書の提出が義務化された1906年5月1日以降

の42.0%を占めている。他方、ポーランド人、スロバキア人、クロアチア人、リトアニア人を中心としたスラブ系17民族およびハンガリー人は合わせて5,164人(12.7%)に過ぎない。その他の民族は18,468人(45.3%)であったが、これらは10ヵ国の国籍から構成されていた。統計上1906年6月末までの1年間の合衆国移民総数は1,100,735人であり、うちイタリア人は26.1%(286,814人)、スラブ系民族とハンガリー人は41.2%(453,164人)の構成比であったから、ニューヨーク市の営利職業紹介所を通過した移民労働者のなかでイタリア人の比重が相当に高いことが判明する。また、イタリア人の場合、斡旋先の州別構成では北部諸州が大半であり、ニューヨーク州内が約半数を占めている。

こうした特徴は、イタリア人の斡旋に特化したパドローネの影響力の強さを物語っている。紹介所の事業活動を所管したニューヨーク州許可局は、上記のイタリア人17,105人のうち、斡旋に伴う移動費が無料と記録された6,878人については、明確にパドローネの紹介所(padrone agency)によるものである旨報告している<sup>40</sup>。ただし、実際には多額の認可料と保証金を収めた業者のなかでパドローネ（あるいは移民バンカー）が関与しない紹介所はなかったと考えられるから、上記イタリア人の大半がその影響下にあったと判断して間違いない。また、ここで把握されたイタリア人の総数について、現実の営利職業紹介所の活動規模に照らしてみても、かなり過小な数字であることに留意が必要である。1906年修正法に基づく上記事業報告は、ニューヨーク市内への斡旋を対象から外し、パドローネの多くがそうであった無許可営業の実態も補足できないからである。

表3は斡旋先職種を示したものであるが、ここからパドローネ制度の影響下にあった仕事の種類がわかる。イタリア人の場合、「その他」も含め全部で51の職種に分類されていたが、そのうち最多が鉄道敷設・保線の労務作業9,657人であり、供給労働者17,105人の過半(56.5%)を占めている。次いで多いのが市街路工事(1,680人)、さらに一般労務作業(1,060人)、灌漑工事(705人)と続き、これらと同種の土木・建設関係は他のダム・上水道建設、下水管敷設、トンネル掘削工事、公共道路建設等を含めて5,636人(32.9%)となる。これに鉄道敷設・保線を加えると、土木・建設関係は全体で89.4%に達する。特に、市街路建設、下水管敷設、公共道路建設の公共土木事業3業種については、イタリア人が独占するに至っている。こうした事実はほとんど労務請負制度の慣行を持たず、主として南部のウエストバージニア、アラバマ、バージニア、ノースカロライナの炭鉱に送られたスラブ・ハンガリー人

のわずか3ヵ月間で、9,387人の広域職業紹介件数が報告されたという。この事実から当局はこの種の斡旋は認可紹介所のみで年間平均5～6万人と推定している。Frank J. Sheridan, "Italian, Slavic, and Hungarian unskilled immigrant laborers in the United States," *Bulletin of the Bureau of Labor*, No.72, Sept., 1907, pp.415, 417.

<sup>40</sup> *Ibid.*, p.422.

表3 ニューヨーク市の営利職業紹介所から市外に斡旋された労働者の民族別職種構成

職 種	イタリア人		スラブ人・ハンガリー人		その他の民族		計 (人)	各職種に占める民族の割合 (%)		
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)		イタリア人	スラブ人・ハンガリー人	その他の民族
鉄道敷設・保線 (労務作業)	9,657	56.5	1,112	21.5	12,433	67.3	23,202	41.6	4.8	53.6
炭鉱労働者	175	1.0	2,260	43.8	1,025	5.6	3,460	5.1	65.3	29.6
一般労務作業	1,060	6.2	426	8.2	817	4.4	2,303	46.0	18.5	35.5
市街路工事 (労務作業)	1,680	9.8	0	0.0	0	0.0	1,680	100.0	0.0	0.0
灌漑工事 (労務作業)	705	4.1	21	0.4	233	1.3	959	73.5	2.2	24.3
木材切り出し・製材所 (労務作業)	183	1.1	227	4.4	425	2.3	835	21.9	27.2	50.9
氷割 (労務作業)	55	0.3	81	1.6	653	3.5	789	7.0	10.3	82.8
石切工	387	2.3	55	1.1	189	1.0	631	61.3	8.7	30.0
コークス炉工	0	0.0	360	7.0	83	0.4	443	0.0	81.3	18.7
銅山労働者	225	1.3	0	0.0	211	1.1	436	51.6	0.0	48.4
鉄鉱石採掘工	50	0.3	158	3.1	204	1.1	412	12.1	38.3	49.5
ダム・上水道建設工事 (労務作業)	123	0.7	136	2.6	131	0.7	390	31.5	34.9	33.6
地ならし工事 (労務作業)	349	2.0	0	0.0	41	0.2	390	89.5	0.0	10.5
トンネル掘削工事 (労務作業)	301	1.8	42	0.8	34	0.2	377	79.8	11.1	9.0
コンクリート・セメント工事 (労務作業)	236	1.4	54	1.0	69	0.4	359	65.7	15.0	19.2
下水管敷設工事 (労務作業)	216	1.3	0	0.0	0	0.0	216	100.0	0.0	0.0
綿摘み労働者	147	0.9	0	0.0	66	0.4	213	69.0	0.0	31.0
公共道路建設工事 (労務作業)	149	0.9	0	0.0	0	0.0	149	100.0	0.0	0.0
綿工場 (労務作業)	13	0.1	0	0.0	111	0.6	124	10.5	0.0	89.5
テレピン採取労働者	0	0.0	29	0.6	82	0.4	111	0.0	26.1	73.9
リン酸塩鉱夫	29	0.2	10	0.2	33	0.2	72	40.3	13.9	45.8
その他	1,365	8.0	193	3.7	1,628	8.8	3,186	42.8	6.1	51.1
計	17,105	100.0	5,164	100.0	18,468	100.0	40,737	42.0	12.7	45.3

(出所) Frank J. Sheridan, "Italian, Slavic, and Hungarian unskilled immigrant laborers in the United States," *Bulletin of the Bureau of Labor*, No.72, Sept., 1907, p.421

とは極めて对象的であり、ニューヨーク市内におけるパドローネ紹介所の活動、特に土木・建設関係のレイバラー（労務作業員、いわゆる「土工人夫」と呼ばれる者）に対する独占的供給力の一端を示すものである。

このように、パドローネ制度の影響下にあった業種は、人口の集中する都市部およびその周辺では上・下水道工事、道路建設、市街路あるいは市電のレール敷設など様々な公共土木事業<sup>41</sup>、あるいは一般建設業などであり、また都市部以外の地方あるいは人里離れた遠隔地においてはとりわけ鉄道建設（および保線）事業であった。以下では、さらにこれらの特定業種に限定して、パドローネの実態やその影響力を見てみよう。

まず、前者の公共土木事業の分野では、史料上確認できる事例として、エリー運河の改修工事があげられる。ニューヨーク州は、1897年から2年間、約900万ドルを投じてエリー運河の拡張工事を実施した。ニューヨーク州労働統計局の調査によれば、この工事では47職種22,226人（1897年12月1日～98年5月1日までの期間）の労働者が雇用されていたが、そのなかで外国人労働者が主体となる職種はコモンレイバラーと石積工（堤防作業員と助手を含む）の2職種であって、その数は前者が15,168人、後者2,105人の計17,273人（全雇用者の77.7%）であった。このうち、イタリア人労働者は全体で15,179人雇用され、上記2職種に占める割合が87.9%と圧倒的多数を構成していた。これらの膨大なイタリア人の大半は、パドローネがニューヨーク港から連れてきた者たちであったと言われている。したがって、この現場で働くイタリア移民は、パドローネの支配のもとで労働と生活を余儀なくされていた。この建設工事では、労働者の賃金が低かったこともあって、様々な地点で数多くのストライキが発生した。これらのストの中にはイタリア人が暴動化し、保安官が出勤するケース

<sup>41</sup> J・R・コモズは、合衆国産業委員会（1898～1902）において、全国45都市（東部31、中西部9、西部2、南部3の各都市）を対象に、市が事業主体となる公共土木事業の不熟練職種について、主な労働者の国籍、パドローネや斡旋所を通じた労働力調達の有無、労働条件や雇用者の国籍を制限する法律あるいは条例の有無等を市長宛ての回状を通じて調査した。それによれば、労働者の国籍では、イタリア人を雇用していると明確に回答した都市が16、アイルランド人は19都市、また法律や条例で市民権をもつ者に雇用を制限している都市が21であった。そして、明確にパドローネから労働者の供給を受けたと回答した市長は皆無であった。その結果、コモズは合衆国産業委員会の報告書において、公共土木事業部門に対するパドローネ制度の影響は見られなかったと結論づけている。しかし、筆者はこの結論を額面通り受け取れない。調査方法が市長宛ての書簡に対する回答という形式を取っており、その内容も具体性を欠いていること、また市民権取得を雇用条件に定めている都市で、その条例の施行に責任を負う市長が違反事実をあえて産業委員会に報告するかどうか疑問に感じるからである。例えば、J・コレンは、パドローネがニューヨーク市道路清掃部との契約交渉において有利な条件を引き出した事例を紹介しているが、その中で、パドローネはイタリア移民について市民権の証明書を求められた際、大衆に奉仕する旨の文書を作成するか、あるいは偽造文書を提出するように当局から言われた事実を明らかにしている。U. S. Industrial Commission, *Reports of the Industrial Commission*, Vol.15, (Washington: Government Printing Office, 1901), pp.436-441, John Koren, "The Padrone System and Padrone Banks," *Bulletin of the Department of Labor*, No.9, (March, 1897), p.121.

もあったが、概してその多くは失敗に終わったと報告されている<sup>42</sup>。

また、同じ公共土木事業の分野では、ニューヨークの地下鉄建設も代表的事例としてあげられよう。1902年、ニューヨーク市は4番街を通る最初の地下鉄をロスチャイルドを含む銀行シンジケートに委託して建設した。この建設工事では大量の不熟練労働者が投入されたが、そのほとんどはイタリア人労働者であって、彼らはパドローネによって供給され支配されていた。賃金はこの種の肉体労働者の相場よりも低い1日(10時間労働)1.35ドルであった。また、この建設工事においてもパドローネ制度下にいた約30,000人のイタリア人労働者によって大規模なストライキが発生している。このストにおいて掲げられた要求は、賃金の引き上げではなく、パドローネを迂回した間接的な賃金支払の廃止、すなわちパドローネの排除と銀行シンジケートによる賃金の直接支払であった。中間搾取の排除によって実質的な賃上げを狙ったこのストライキでは、イタリア人労働者が約50の支部に組織されてアメリカ労働総同盟AFLより連合組合のチャーターを受け、また銀行シンジケートも労働者との協議に応じたが、結局は一部イタリア人アナキストの妨害によって労働者側の敗北に終わったと言われている<sup>43</sup>。これは熟練工主体のAFLがパドローネ制度に関わった希有な事件であったと言っ

てよい。

さらに、鉄道建設部門におけるパドローネ制度については、合衆国全土にわたって様々な事例が報告されている。ここでは1907年に設置された合衆国移民委員会(U. S. Immigration Commission, 以下の本文中ではディリンガム委員会と呼ぶ)の報告書<sup>44</sup>、およびそれを補完する上で2次的な関係資料をも利用しながら、各地域ごとにパドローネの活動実態に迫って

みることにしよう。

最初、東部地域について。ディリンガム委員会は、1909年夏、ニューヨーク州とニュージャージー州の鉄道建設における30の労働キャンプ(300人から2,000人規模)で働いていた不熟練の季節・臨時労働者を対象に、その民族別構成、採用方法、および賃金、雇用期間等の労働条件について詳細に調査した。それによれば、調査で捕捉された労働者数が4,019人、その人種・民族別構成は表4のように78.5%が外国人であり、なかでもイタリア人が北部・南部出身合わせて全体の46.9%と約半数を占めていた。これら季節・臨時労働者の獲得方法は、個人の求職活動によるものは極めて例外的であり<sup>45</sup>、大半がパドローネを通じたものであった。

<sup>42</sup> “Investigation of Alien Labor Employed on State Contract Work,” *Sixteenth Annual Report of the Bureau of Labor Statistics of the State of New York for the Year 1898*, (New York, 1899), pp.1151-1156.

<sup>43</sup> John R. Commons. et al. *History of labor in the United States 1896-1932*, Vol.III, (New York: Macmillan, 1935, reprinted 1966), pp.ix-xi.

<sup>44</sup> Dillingham Commission, Vol.18, pp.385-416.

<sup>45</sup> 労働者が個人的な求職活動によって仕事を得るケースは、不況時のみに限られ、特にクロアチア人に多かつ

表4 鉄道建設・他建設業における季節・臨時労働者の出生地別・民族別構成 (1909年)

	総計		東部地域		西部地域		南部地域	
	労働者数 (人)	構成比 (%)	労働者数 (人)	構成比 (%)	労働者数 (人)	構成比 (%)	労働者数 (人)	構成比 (%)
アメリカ生まれ (父がアメリカ人)								
白人	604	10.4	415	10.3	0	0.0	189	19.6
黒人	547	9.4	245	6.1	0	0.0	302	31.3
アメリカ生まれ (父が外国人)								
ドイツ人	44	0.8	44	1.1	0	0.0	0	0.0
アイルランド人	133	2.3	130	3.2	0	0.0	3	0.3
その他	33	0.6	31	0.8	0	0.0	2	0.2
外国生まれ								
ブルガリア人	213	3.7	12	0.3	191	22.8	10	1.0
クロアチア人	559	9.6	383	9.5	151	18.1	25	2.6
ギリシャ人	134	2.3	12	0.3	105	12.6	17	1.8
ヘルツェゴビナ人	61	1.0	61	1.5	0	0.0	0	0.0
アイルランド人	137	2.4	136	3.4	0	0.0	1	0.1
イタリア人 (北部)	647	11.1	589	14.7	2	0.2	56	5.8
イタリア人 (南部)	1,943	33.4	1,294	32.2	331	39.6	318	32.9
マジャール人	61	1.0	61	1.5	0	0.0	0	0.0
ポーランド人	201	3.5	201	5.0	0	0.0	0	0.0
ルーマニア人	74	1.3	4	0.1	56	6.7	14	1.4
ロシア人	103	1.8	99	2.5	0	0.0	4	0.4
スロバキア人	67	1.2	61	1.5	0	0.0	6	0.6
その他	260	4.5		0.0	0	0.0	19	2.0
総計	5,821	100.0	4,019	100.0	836	100.0	966	100.0
アメリカ生まれ (父が外国人)	210	3.6	205	5.1	0	0.0	5	0.5
アメリカ生まれ計	1,361	23.4	865	21.5	0	0.0	496	51.3
外国生まれ計	4,460	76.6	3,154	78.5	836	100.0	470	48.7

(備考) 東部地域は、ニューヨーク州、ニュージャージー州の鉄道建設現場 (30件の労働キャンプ) を調査したものである。

(出所) U. S. Immigration Commission, *Reports of the Immigration Commission*, Vol.18, 1911, p.347より作成。

その結果、調査した30件のキャンプのうち23件においてパドローネ制度が存在していた。パドローネ制度がなかったのは、イタリア人以外の労働者が多数を占めるキャンプのみであったという。

また、零細な建設請負業者は飯場における売店の営業利益を自ら取得するためにパドローネを回避し、労働力の獲得が相対的に困難な私的職業紹介所を利用していたが、大量に労働力を必要とする大企業ほどパドローネに依存していた。労働力の給源はニューヨークやフィラデルフィアの都市であり、パドローネは請負業者との間で供給契約を結んだ後、これらの都市に行って移民銀行家や他の労働者募集人とのネットワークに依存しながら移民労働者を

た。Ibid., p.394.

獲得した。また、あるキャンプにおいては、2人のパドローネが共同して事業を進めることもあった。その場合、一方がフィラデルフィアにいて移民労働力の供給だけを一手に担い、他方が労働現場に残って飯場を管理するという分業関係が形成されていた。こうしたシステムのもとで、一度請負業者の信頼を獲得できれば供給契約は継続され、業者の事業規模拡大にもなってパドローネの支配力、収益力も増大した。

ディリンガム委員会報告によれば、東部の鉄道会社は、レール敷設作業に際して「鶴嘴とスコップをもつ労働者」<sup>46</sup>に求められる肉体的能力や「適正」という点で、必ずしもイタリア人が最良と考えていたわけではなかったという。使用者が好んだ民族としては、クロアチア人、次いでスロバキア人、ポーランド人、ヘルツェゴビナ人等のスラブ系移民であって、むしろイタリア人、特にイタリア南部出身の移民労働者は最後に位置づけられていた。というのは、スラブ系移民はイタリア人よりはるかに勤勉かつ肉体が強靱であり、安易に離職・移動することもなかったからである。にもかかわらず、鉄道建設業においてイタリア人が多数を占めたのは、大量の労働力を遠隔地まで供給する能力をもち、かつ使用者に対して様々な利益を与えるようなパドローネ制度が存在していたからである。実際、パドローネが飯場を管理していたキャンプでは、労働者の引き留め、スト回避など労働・生活全般にわたる秩序維持に関して使用者はすべてパドローネに依存していたと言われる。

次に、中西部の実態はどうであったか。1914年のシカゴ失業問題委員会報告によれば、シカゴを経由するグレートノーザン鉄道など主要鉄道会社8社を調査したところ、そこで雇用されていたレール敷設および修繕・保守等の季節労働者は、3分の1がアイルランド人、イギリス人、アメリカ人の「渡り労働者(hoboes)」で、残り3分の2がイタリア人、ギリシア人、ブルガリア人、クロアチア人、ロシア人等の外国人であった。この8社が1シーズン(およそ6～8ヵ月間)に確保した労働者数はこの時期恐慌の影響もあって11,414人と少なかったが、実際に労働現場に供給された労働者数はある企業の場合、求人数に対して12～15倍、別の企業の事例では20倍にも達していた。したがって、正確な数字は不明であるが、好況時ともなると数十万人という膨大な労働力が中西部の鉄道建設現場に投入されたことは間違いない。当時、これらの労働力の給源は、ほとんどがイリノイ州シカゴ、ミネソタ州のミネアポリスとセントポール、ダルース、ミズリー州セントルイス、カンザス州カンザスシティな

<sup>46</sup> *Ibid.*, p.385. 一般に当時のアメリカでは、鉄道、ダム、地下鉄、下水施設工事等で肉体労働に従事する労働者の呼称に関して、日本語の「人夫」「土方」、イギリス語の「navvy」に類する用語は、話し言葉の「ditch digger」を除いて存在しなかったと言われる。この点について、D・モンゴメリーは、これらの仕事を行う者は「よそ者(stranger)」であり、定住アメリカ人は彼らとの接触を一貫して避けてきたことの現れであると述べている。David Montgomery, *The Fall of the House of Labor: The Workplace, the State, and American Labor Activism, 1865-1925*, (New York: Cambridge University Press, 1987), p.65.

どの内陸部の都市労働市場であって、なかでもシカゴはこの種の労働者の約75%を供給し、中西部における浮動移民労働力、産業予備軍の最大のセンターとなっていた<sup>47</sup>。そして、労働者の大半はこれらの都市に存在する営利職業紹介所およびパドローネによって供給されていた。

1908年、シカゴでは営利を目的とする民間職業紹介所は、免許を有するものだけに限ってみても289件に達していた。G・アボットの調査によれば、これら営利職業紹介所（調査対象178件）のうち外国人のみを対象に建設労働など「組仕事（gang work）」への斡旋を専業とするものが52件で、そのうち少なくとも14件はパドローネが営業する紹介所の疑いが強いものであったという<sup>48</sup>。この点に関連して、ディリンガム委員会はシカゴの営利職業紹介所を主にアメリカ人が営業する紹介所と外国人が営業するものとの2種類に分類しその活動実態を報告しているが、後者の典型がパドローネの紹介所であった。同報告書によれば、営業免許をもつパドローネはイタリア人のみならずギリシア人も存在しており、両者とも「銀行家」であって船会社の代理人をも兼ねた有力なパドローネであった。彼らの紹介所は30日間の仕事で1人2ドルの斡旋料を取り、獲得した移民労働者を保線工夫としてもっぱら西部の大鉄道会社1社に供給していた<sup>49</sup>。また、アメリカ人が営業する紹介所においても、移民労働者を獲得する際には通常パドローネを募集人として利用し、移民を50人以上の組をつくって建設現場に送り込む場合には、パドローネを通訳として同行させた。いわば、当時の営利職業紹介所はパドローネと密接な相互依存関係を形成していた<sup>50</sup>。これらの事情は、シカゴ以外

<sup>47</sup> Chicago Mayor's Commission on Unemployment, *Report of the Mayor's Commission on Unemployment*, (Chicago: Cameron, Amberg & co., printers, 1914), pp.69-70.

<sup>48</sup> Grace Abbott, "The Chicago Employment Agency and the Immigrant Worker," *The American Journal of Sociology*, Vol.14, No.3, (Nov., 1908), pp.289-295. またJ・L・イオリツォは、シカゴにおいて移民労働者を斡旋する職業紹介所の70%は何らかの形でパドローネと関係を持っていたと評価している。Luciano John Iorizzo, *op. cit.*, p.182.

<sup>49</sup> Dillingham Commission, Vol.18, pp.339-340. なお、中西部鉄道建設におけるギリシア人パドローネの活動については、ディリンガム委員会A・A・セラフィック報告でも明らかにされている。*Ibid.*, pp.405-406.

<sup>50</sup> Don D. Lescohier, *Labor Market*, (New York: The Macmillan company, 1919), p.147, Charlotte Erickson, *op. cit.*, p.92. また、シカゴ失業問題委員会報告によれば、鉄道会社への斡旋を専業とする営利職業紹介所では、大半が通訳を通して斡旋すべき移民労働者を調達していた。例えば、職業紹介所は鉄道会社から50人の求人依頼があった場合、その代理人が「組（gang）」の元締めとなっている通訳のもとへ送られ、労働者1人あたり0.5～1ドルの手数料で労働力の提供を申し入れた。両者の間で手数料に関し合意をみた場合、通訳は50人の労働者を集め職業紹介所まで連れて行って契約を結んだ後、労働者とともに作業現場まで同行し、監督にあたった。かかる事例において、通訳は言うまでもなくパドローネであった。このように、シカゴの営利職業紹介所は、労働者の獲得においてパドローネに強く依存しており、紹介所自ら人夫集めに奔走するのはパドローネの供給能力を超えた求人依頼があった場合に限られていた。また、シカゴ市内の（あるいは他の都市の）同業者との間で求人依頼を満たすために協力関係を結ぶことはほとんどなかったと言われている。Chicago Mayor's Commission on Unemployment, *op. cit.*, pp.49-50.



の労働力給源となった中西部地域の各都市においても同様であった<sup>51</sup>。こうして、中西部では「パドローネを経ることなく、移民労働者を確保することは不可能であった」<sup>52</sup>とされている。

さらに、合衆国西部では、イタリア人やギリシア人によるパドローネ制度に加えて、北部太平洋岸から隣接する諸州を中心に日本人による人夫請負制度が、さらに南西部地域ではメキシコ人によるものが確認されている点で特徴的である。西部における鉄道業、特にその保線部門では、1890年代半ばまで労働者の大部分はアメリカ人、アイルランド人、北ヨーロッパ人、および中国人で占められていた。しかし、その後これらの労働者は農業部門、あるいは賃金のより高い他産業に流出し、それに代わって他の民族が急速に進出した結果、短期間のうちに労働力構成は一変した。表5は、1909年時点で西部における鉄道会社9社の保線部門に雇用されているコモンレイバラー数を示したものであるが、すでに保線工夫の多くはギリシア人、イタリア人、日本人、およびメキシコ人から構成され、特に後者の2民族が全体

表5 西部における鉄道会社9社の保線部門に雇用されたコモンレイバラー数(1909年) (単位:人)

	サザンパシフィック鉄道	アチソン・トピーカ・サントフェ鉄道	サンパドロー・ロサンゼルス・ソルトレーク鉄道	ユニオンパシフィック鉄道	オレゴンショートライン鉄道	デンバー・リオグラウンド鉄道	オレゴンレイロード・ナビゲーション鉄道	ノーザンパシフィック鉄道	グレートノーザン鉄道	計
調査時	1909.5.1	1909.5.31	1909.7	1909.7	1909.5.31	1909.7.1	1909.4	1909.7.1	1909.7	
アメリカ人	1,877			431	399	262				2,969
インディアン	2	33								35
中国人	206				68			132		406
西インド人	24				30		14	5		73
ギリシア人	2,456		75	2,769	794	771		45	743	7,653
イタリア人	1,815		15	716	357	363	930	894	851	5,941
日本人と韓国人	896		459	606	779	99	397	444	215	3,895
メキシコ人	2,714	2,599	397	53	3	206				5,972
その他の白人	2,602	40	760	860	310	90	587	1,656	1,070	7,975
計	12,592	2,672	1,706	5,435	2,740	1,791	1,928	3,176	2,879	34,919

(注意) 韓国人を除く日本人の総計は3,843人であったが、これは過小に評価されている。各企業とも調査時点が4月～7月であり、この季節は日本人労働者の多くがビート農場、漁業等に流出していた。ピークとなる秋、冬の日本人労働者数は推定6,000人であった。また、同表には東部と西部を結ぶシカゴ・パーリントン・クインシー鉄道、その他モファット・ウエスタンパシフィック鉄道、ミルウォーキー・セントポール・ブジェサウンド鉄道の2社が含まれていない。

(出所) U. S. Immigration Commission, *Report of the Immigration Commission*, Vol.25, 1911, p.7.

<sup>51</sup> ミネソタ州セントポール、ミネアポリス、ダルース、ミズリー州セントルイスの各都市における職業紹介所の活動、およびパドローネとの関係については、Dillingham Commission, Vol.18, pp.340-343を参照のこと。

<sup>52</sup> *Ibid.*, p.343.

の4分の1強を占めるに至っている。そして、こうした変化の要因はすべて彼らを導き入れたパドローネ、あるいは人夫請負業者の旺盛な活動に求めることができる<sup>53</sup>。

日本人の人夫請負制度は、合衆国への日系労働移民の流入時期とほぼ同じ1891年から日米紳士協定が締結された1907年までの間全盛を極めた。同時期、日本人はハワイ経由のものも含めて107,897人が合衆国本土へ渡ったが、その多くは労働移民であり、大半が人夫請負業者によって移入された。日本人による人夫請負制度は、農業、鉱山業、林業、漁業でもみられたが、特に大規模に展開されたのは農業と鉄道業であった<sup>54</sup>。

鉄道業における日系の人夫請負業者は、西部においておよそ9社の活動実態が明らかにされている<sup>55</sup>。太平洋岸北西部（ワシントン州、オレゴン州）においては、3大請負業者が主にノーザンパシフィック鉄道、グレイトノーザン鉄道、サザンパシフィック鉄道等に保線工夫を供給し、またカリフォルニア州では大手請負業者4社がサザンパシフィック鉄道、サンタフェ鉄道、ユニオンパシフィック鉄道と、さらにロッキー山脈地帯（ユタ州）では2大請負業者がデンバー・リオグランデ鉄道やコロラド・サザン鉄道等と供給契約を獲得して保線工夫を供給していた。これら人夫請負業者のなかには、ワシントン州の「タコマ建設整備会社（Tacoma Construction and Maintenance Co.）」の熊本一二三のようにアメリカ人請負業者の労働者募集人（labor agent）として活動するものもいたが、一般には独立した請負業者として鉄道会社と直接契約関係を持ち、法人組織の形態をとるものも少なくなかった。各業

<sup>53</sup> 西部の鉄道業において、コモレインパーを雇用する部門を敷設、保線、工場の3部門に分けた場合、工場部門の一部を除き全ての労働者は労働請負人によって供給された。Dillingham Commission, Vol.25, p. 24.

<sup>54</sup> ディリングガム委員会報告によれば、移民制限が開始された後の1909年夏、西部諸州全体で雇用されていた日本人労働者の業種別構成（家事サービス業を除く）は、およそ次の通りであった。まず鉄道業に約10,000人（保線工夫約6,000人、その他は鉄道売店、橋梁建設などの人夫）雇用されている。この分野は、ピークの1906年13,000人から減少傾向を見ていたが、それでも日本人有業者の約8分の1を占めていた。それ以外ではオレゴン州、ワシントン州の製材所（1,400～1,500工場のうち67）で2,200人以上、アラスカ、オレゴン州、ワシントン州の鮭缶詰工場に約3,600人、カリフォルニア州の漁業に約100人、ワイオミング州、ユタ州、コロラド州南部、ニューメキシコ州北部の鉱山に2,000人、ユタ州、ネバダ州の3つの精錬所に約200人、コロラド州プエブロの鉄鋼工場に約200人、ロッキー山岳諸州の灌漑工事で約100人、また農業部門では夏の最盛期にはカリフォルニア州で30,000人、ワシントン州3,000人、オレゴン州1,000人、アイダホ州800人、ユタ州1,025人、コロラド州3,000人、その他ロサンゼルス市の市電およびサンフランシスコ等の製塩工場約100人などであった。そして、これらの労働者の大半は人夫請負業者によって供給された。特に移民労働者の大部分は、上陸してすぐに鉄道業と農業（女性の場合は家事サービス等）に雇用の場を見つけたが、それは何よりも人夫請負業者（家事サービスでは営利職業紹介所）のコントロールによるものであった。Dillingham Commission, Vol.23, pp.33-37.

<sup>55</sup> Yuji Ichioka, *The Issei: The World of the First Generation Japanese Immigrants, 1885-1924*, (New York: Free Press, 1988), pp.57-77. (ユウジ・イチオカ著、富田虎男・糸井輝子・篠田左多江訳『一世——黎明期アメリカ移民の物語り』刀水書房、1992年、65-85ページ) 同書は世紀転換期アメリカにおける日本人の労働請負制度についてかなり豊富な史実を提供している。

者とも最盛期には2,000~3,000人の日系労働移民を傘下に治めていたと言われ、これらの労働者は主に移民が上陸するサンフランシスコでは日本人の旅館や下宿屋とのネットワークを通じて、また太平洋岸北西部の業者にあつては自ら日本に開設した支店(募集機関)、あるいはハワイに送り込んだ募集人を通じて獲得されていた<sup>56</sup>。

さらに、南西部のメキシコ移民の場合にはどうか。合衆国へのメキシコ人労働者の流入は、メキシコ国内における土地制度の変革と自由放任の初期移民政策を背景に、1890年代末から急速に増大した。1900年から1910年まで間、少なくとも年間50,000人以上のメキシコ人が国境を越えてアメリカに渡ったと推測されている<sup>57</sup>。その大部分は南東欧系移民と同じ季節的労働移民であり、雇用された産業部門と職種は、主にカリフォルニアの農業(ビート、綿花生産等)および南西部諸州の鉄道業、鉱業(炭鉱・銅山)におけるコモンレイバラーであった。特に、鉄道業(保線部門)のメキシコ人労働者は、アメリカにおける初期メキシコ人入植地の形成分布を決定づけたといわれるほど南西部地域全体にわたって広範かつ大量に導入され<sup>58</sup>、また同時にその導入過程では他民族、特に日本人労働者との間で雇用をめぐる激烈な競争を展開し、最終的にはそれを駆逐するなど鉄道会社にとっては最も安上がりな労働力として利用された。例えば、1909年、メキシコ人労働者を最も多く抱えていたアチソン・トピーカ・サンタフェ鉄道は、1900年まで日本人ボスとの契約によりアリゾナ州とニューメキシコ州を走る鉄道保線部門の4分の3の雇用を1日1.1ドルで日本人に与えていたが、その2~3年後には1日1ドルのメキシコ人移民に切り替えた。それ以来、ニューメキシコ州アルバカーキ以西の保線区で雇用された労働者は、全てメキシコ人となった。また、サザンパシフィック鉄道の場合も事情は同じである。1900年時点で日本人や中国人等が雇用されていたが、1909年にはカリフォルニア部門を除いてロサンゼルスを終着点とする「南部ルート」の保線工夫は、ほとんど日賃金1ドルのメキシコ人労働者が独占するに至った<sup>59</sup>。そして、このようなメキシコ人は自発的移民ではなく、大半が契約労働者の形態で人夫請負業者、食糧販売会社(commisary company)およびそれらの募集請負人(enganchador)によって合衆国南西

<sup>56</sup> 日本人の旅館や下宿屋は、大半の人夫請負業者と密接な関係をもっているか、あるいは労働力の調達機関として請負業者自らが営業していた。サンフランシスコやシアトルにおける旅館業組合は、人夫請負業者に対する労働者斡旋の際の料金体系を設定していた。それは前者の場合1人当たり3ドル、後者は1.5ドルであった。Dillingham Commission, Vol.23, p.45.

<sup>57</sup> 当時の合衆国移民統計は、海を渡って港に到着した移民だけを把握している。したがって、メキシコ人のように陸路で入国した移民の正確な数字はわかっていない。因みにセンサスでは、合衆国に在住するメキシコ人(アメリカで生まれた子どもを除く)は、1900年の103,393人から1910年の219,802人と10年間で2倍の増加を示している。

<sup>58</sup> Lawrence A. Cardoso, *Mexican Emigration to the United States 1897-1931: Socio-Economic Patterns*, (Tucson: University of Arizona Press, 1980), p.26.

<sup>59</sup> Dillingham Commission, Vol.25, pp.12-13.

部に導入されたものである。

世紀転換期、アメリカの鉄道業や農業、鉱山地帯の膨大な労働力需要を満たしたメキシコ人は、ミチョアカン州、ハリスコ州、グアナフアト州などのメキシコ中央・南部農業地帯、あるいはサカテカス州、ケレタロ州の鉱業地帯からの移民であり、その大部分はリオグランデ川に臨むテキサス州西部の都市エルパソを通過して合衆国に入った。その結果、エルパソはアメリカ側におけるメキシコ人労働者の巨大なプール、第一次給源を形成し、同時に労働力を捕捉する供給業者の最大の活動拠点ともなっていた。エルパソにはメキシコ人労働者を扱う供給会社が数多く存在していたが、そのうち規模が大きく精力的に事業を展開していたのが、アメリカ人の経営する3つの食糧販売会社（ホームズ・サプライ社、L・H・マニング社、ハンリン社）と4大請負業者（うち3社はメキシコ人が所有）であった<sup>60</sup>。これらの活動実態は、当時の移民検査官F・R・ストーン（1910年）によって明らかにされている。それによれば、1900年代半ばから1910年代半ばにかけて、ホームズ・サプライ社はサンタフェ・コーストライン社およびアチソン・トピーカ・サンタフェ鉄道に、L・H・マニング社はサザンパシフィック鉄道に対してほぼ独占的にメキシコ人を供給していた。これらの会社は鉄道会社に労働力を供給する見返りとして労働者に対する食糧物資販売および住居提供の排他的権利を獲得し、それによって利益をあげた<sup>61</sup>。またこれらの会社はメキシコ人の募集人を利用し、国境を渡ってメキシコ奥地に入り様々な地域から労働力を調達するためのシステムを確立していた。こうした事業内容は、メキシコ人が営業する3大請負業者においてもほぼ同様であった。特に、このなかでラモン・G・ゴンザレスは、1905年から25年までエルパソを通過した膨大なメキシコ人を掌握し、北アメリカ史において最も勢力をほこったパドローネの一人と評価されている<sup>62</sup>。

その他、鉄道建設・敷設部門におけるパドローネ制度は、ここでは触れられないがウエストバージニア州やバージニア州などの東南部地域、あるいはフロリダ州、ジョージア州といった深南部においてさえ展開を見ている<sup>63</sup>。また、パドローネ制度は、ここで明らかにしてきた

<sup>60</sup> 4大請負業者とはフォール・アンド・ミッチェル社、ラモン・G・ゴンザレス社、ザラテ=アピナ社、およびパラス社である。Camille Guerin-Gonzales, *Mexican Workers and American Dreams: Immigration, Repatriation, and California Farm Labor, 1900-1939*, (New Brunswick: Rutgers University Press, 1994), pp.38-39.

<sup>61</sup> *Ibid.*, pp.33, 38.

<sup>62</sup> Gunther Peck, *Reinventing Free Labor: Padrones and Immigrant Workers in North America West, 1880-1930*, (New York: Cambridge University Press, 2000), p.42. また、メキシコ人労働者を供給した請負業者や募集人の活動については、Victor S. Clark, "Mexican Labor in the United States," *Bulletin of the Bureau of Labor*, No.78, Sept., 1908も参照のこと。

<sup>63</sup> 南東部における鉄道建設労働とパドローネの活動実態については、Dillingham Commission, Vol.18, pp. 445-466, また世紀転換期、フロリダ州フロリダ・イーストコースト鉄道の建設工事におけるイタリア人パ

各種建設業以外でも農業<sup>64</sup>、木材切り出し等の林業、漁業の1次産業部門や、影響力が強かったと言われながら未だに詳しい実態が解明されていない炭鉱や鉄鉱山などの鉱業部門<sup>65</sup>、さらに港湾関係<sup>66</sup>においてもかなりの規模で実在していたと言われている。同時に、その地理的範囲もすでにみてきたように、合衆国本土の東西南北極めて広い地域にわたり、またそれのみならず遠くアラスカ、カナダも含む北アメリカ大陸全体に及んでいた<sup>67</sup>。要するに、これまで事例としてみてきたイタリア人、ギリシア人、メキシコ人、アジア系移民等を中心として当時「新移民」と呼ばれる労働力がアメリカ大陸に渡り、季節的流動性の高い「浮浪移民(floating immigration)」労働市場を形成し、それをアメリカ企業が利用していた全ての地域や産業部門において、多かれ少なかれこうした制度が存在していたといっても過言ではない。したがって、この制度に関わった労働者も移民流入の規模に比例して、膨大な数にのぼったことは間違いない。

実際、世紀転換期の合衆国全体で、パドローネあるいは労働請負人と呼ばれる者、およびパドローネ制度の傘下にあった労働者はどの程度の規模に達していたのであろうか。もちろんこれらの数字を正確にはじきだすことは史料がなく不可能である。ただし、同時代の調査・研究において、限られた地域を対象に大雑把なものではあったが、こうした数量把握を指摘

---

ドローネ(V. Palumbo)の活動実態については、George E. Pazzetta, “A Padrone Looks at Florida: Labor Recruiting and the Florida East Coast Railway,” *The Florida Historical Quarterly*, Vol. LIV, No.1, (July, 1975), さらにジョージア州における下水施設の請負事業については、U. S. Immigration Investigating Commission, *op. cit.*, p.28を参照せよ。

<sup>64</sup> 農業部門における労務請負制度は、イタリア人やギリシア人にはほとんど見られない。ほぼ日本人とメキシコ人が中心であったと考えられる。マニユエル・G・ゴンサレスは、アメリカ南西部の綿花地帯において、メキシコ人労働者を供給し労務請負を展開したコントゥラティスタ(contratista:労働契約人)の活動を明らかにしており、このコントゥラティスタはイタリア人のパドローネに相当すると評価している。また、コントゥラティスタ制度は、第二次世界大戦中のブラセロ計画(Bracer Program)の過程においても発展した。Manuel G. Gonzales, *Mexicanos: a history of Mexicans in the United States*, (Indiana University Press, 1999). (マニユエル・G・ゴンサレス著『メキシコ系米国人・移民の歴史』明石書店, 2003年, 230~234, 240~241, 325ページ)。

<sup>65</sup> サウスカロライナ州におけるリン鉱山におけるパドローネ制度は、Edwin Fenton, *op. cit.*, p.89, またペンシルベニア州の炭鉱においてもパドローネ制度の存在した痕跡が認められる。Dillingham Commission, Vol.6, p.554. 鉱山部門における日系の労働請負制度は、1898年、西山元によってワイオミング州南部のロックスプリングスを中心した炭鉱地帯に導入されたという。その後、日米勸業社が人夫請負人を派遣し監督していた。因みに、この地帯における日本人坑夫は1908年で総計518名を数えた。ユウジ・イチオカ, 前掲書, 86ページ。

<sup>66</sup> Robert F. Foerster, *The Italian Emigration of Our Times*, (New York: Russell & Russell, 1968, first published in 1919), p.357.

<sup>67</sup> アラスカにおける労務請負制度の実態は、ユウジ・イチオカ, 前掲書, 87~89ページ, カナダのそれは、Robert F. Harney, “Montreal’s King of Italian Labour: A Case Study of Padronism,” *Labour/Le Travailleur*, 4, 1979を参照。

したものがないわけではない。例えば、イタリア人パドローネの数について、合衆国労働局の調査官 J・コーレンは 1897 年の労働統計報告書のなかで、ニューヨークおよびその近隣地域に限定してみた場合、少なく見積もっても 2,000 人のボス（そのアシスタントを含む）がいたと推定している。そして、根拠は明示されていないが、同地域の男子イタリア人労働者のうち、実に 3 分の 2 がその支配下にあったと主張している<sup>68</sup>。また、1897 年合衆国労働局の第 9 回特別報告は、シカゴのスラム地区に住むイタリア人家族を対象（1,348 世帯、男子 3,931 人女子 2,842 人、計 6,773 人）にした 1896 年 4 月の調査において、仕事をもつイタリア人のうち 21.67%（1,860 人のうち 403 人）がパドローネの下で働いていたことを明らかにした<sup>69</sup>。そして、それ以外の史料、文献では、この種の数量把握はほとんど試みられていない。したがって、ニューヨークおよびシカゴのイタリア人に限定した上記 2 つ調査報告書が、パドローネの影響力の範囲を語る際に、同時代人およびその後の研究者によって事実として踏襲され、各種論文等において常に引用されている<sup>70</sup>。

筆者は、合衆国全体のイタリア人パドローネ総数については、いわゆる「移民銀行家 (immigrant banker)」の数から推定できるのではないかと考えている。移民銀行家 (移民バンカー) というのは、アメリカ移民史では重要な人物であって、東欧・南欧系移民が激増する 1880 年代か

<sup>68</sup> John Koren, *loc. cit.*, pp.121-122. 仮に、J・コーレンの 3 分の 2 という指摘を事実として受け入れ、ニューヨーク市在住の男子イタリア人労働者数からパドローネ制度下の労働者数を推計することは可能であるが、建設業などの移民労働者がニューヨークを離れて常に移動していることを考慮すると、この方法は全く意味をなさない。

<sup>69</sup> United States, Bureau of Labor, *Ninth Special Report of the Commissioner of Labor. The Italians in Chicago: A Social and Economic Study [by Carroll D. Wright]*, (Washington: Government Printing Office, 1897), p.49. この調査はあくまで家族をもつ世帯を対象としたものであり、その結果、補足されたデータの職業構成では、男子 3,931 人のうち、例えば鉄道業における一般労働者が 112 人と極めて少数であった。つまり、単身者が多かった当時の一般的なイタリア移民構成と職業構成をそのまま反映したものではないことに留意しなければならない。したがって、パドローネの下で働いていたとする上記 21.67% の比率は、調査の性格上極めて過小に現れた数値とみなさなければならない。

<sup>70</sup> 上記 2 つの労働省報告（あるいはそのいずれか）に依拠してパドローネの影響力の範囲を指摘しているのは、次のような文献である。同時代のものとしては、U. S. Industrial Commission, Vol.15, *op. cit.*, p.433, その後の研究者では、Humbert S. Nelli, *loc. cit.*, p.158, *idem*, “Economic Activity: The Padrone Era and After,” in *Italians in Chicago 1880-1930: A Study in Ethnic Mobility*, (New York: Oxford University Press, 1970), p.66, Luciano John Iorizzo, *op. cit.*, p.182, Nathan Glazer and Daniel Patrick Moynihan, *Beyond the Melting Pot: The Negroes, Puerto Ricans, Jews, Italians, and Irish of New York City*, (Cambridge, Mass.: M.I.T. Press, 1964), p.190, Edwin Fenton, *op. cit.*, p.92, これ以外に、ボストンのパドローネ数については、Edward E. Hale, “The Padrone Question,” *Lend a hand, A Record of progress*, XII, (June, 1894), p.449, また 1915 年当時のニューヨークのパドローネについては、George E. Pozzetta, “The Mulberry District of New York City: The Years before World War One,” in Robert F. Harney and Scarpaci, J. Vincenza, ed, *Little Italies in North America*, (Toronto: Multicultural History Society of Ontario, 1981), p.16 においても指摘されている。

らおよそ1920年代までこれら移民労働者の集中するアメリカのあらゆる地域で繁栄した民族事業家であった<sup>71</sup>。彼らは同胞の移民労働者が蓄えた金を一時的に保管し、それを母国に送金する業務を主に担ったが、同時に職業紹介業、船会社の代理業(steamship agency)、雑貨商、公証人も兼業しつつ、移民労働者に対して多様なサービス、例えば移民斡旋、仕事の紹介、船券の手配と販売、宿の提供、食糧物資の販売など、移民が新大陸で生活していく上で必要なあらゆるサービスを提供した。したがって、移民銀行家は連邦、州の統制下にあつて本来の金融業務を行う銀行家とはまったく性格を異にする。

これに対し、移民銀行家とパドローネとの違いを明確にすることは難しい。実際、呼び方は異なるが、様々な文献が指摘するように、イタリア人「移民銀行家はパドローネと同じような人物であり、また多くの場合パドローネそのものであった」<sup>72</sup>。ただし、パドローネにはいくつかの階層がある。移民銀行家はそのなかでも一定の資金力と信用力を基礎に「預金」と海外送金業務に着手し、移民社会のなかでかなりの影響力をもっており、また政治的リーダーにもなりうる者たちであった<sup>73</sup>。そして、これら移民銀行家は、事業内容の類似性から広範なパドローネ階層を基盤に輩出されていた。これらのことを勘案すると、筆者はパドローネから移民銀行家に成り上がる一定の平均的な割合(輩出率)があり、したがって両者の数には一定の相関関係があるものと考え<sup>74</sup>。このように仮定すれば、次のような推定が成り立つ。

1908年ディリンガム委員会が把握した合衆国全体の移民銀行数、およびイタリア人銀行数は、表6のようにそれぞれ2,625件、684件であった。ただし、これは最低の見積数である<sup>75</sup>。

<sup>71</sup> 移民銀行の性格と起源、組織形態、「預金」や海外送金などの詳細な業務内容については、ディリンガム委員会のW・K・ラムジー報告、および1909年のニューヨーク州移民調査委員会報告を参照のこと。Dillingham Commission, Vol.37, pp.203-350, New York (State) Commission of Immigration, *Report of the Commission of Immigration of the State of New York Appointed pursuant to the provisions of chapter 210 of the laws of 1908. Transmitted to the Legislature April 5, 1909*, (Albany: J. B. Lyon Co., 1909), pp.24-38.

<sup>72</sup> Luciano J. Iorizzo, *op. cit.*, p.105.

<sup>73</sup> 移民銀行と呼ばれるものの中には、金の一時保管や海外送金を行っている酒場の店主、床屋など最下層の雑業層もいるが、行論では除外して考えている。

<sup>74</sup> J・コーレンは、イタリア人の移民銀行家はパドローネ(ボス)を引退した者から構成されていたと述べている。John Koren, *loc. cit.*, p.125。また、移民銀行家の前歴をたどると、パドローネ階層ではなく船会社の代理人であった者もいる。しかし、その場合でも一般に都市部に事務所を構えていた移民銀行家は、遠く離れた労働現場にいる労働者を監督し、また毎週、毎月労働者から預託された賃金を管理するために、他の複数のパドローネを配下にもつことが少なくない。1人の移民銀行家が何人のパドローネを部下にもつかは、個別にみれば支配下においた移民労働者の数によって様々であるが、総体としてみればある一定の平均化した量的関係が成り立つものと考え。

<sup>75</sup> この総計は、各州の銀行協会(state bank commissioner)および移民銀行と取引関係をもつ銀行(bank house)といった権威筋からの情報をもとにして同委員会が集計したものである。この中には、おもてに現れない形で事業を行う酒場の店主(saloon keeper)などは含まれていない。また各州の推計値には、確実

表6 アメリカにおける移民銀行数 (1908年)

	州	全移民銀行数	うちイタリア人移民銀行数	1,000以上のイタリア人が集積する地区の数	各地区の推定イタリア人人口
東 部	コネチカット	65	26	6	41,000
	メイン	20	3	1	2,000
	メリーランド	10	1	2	16,000
	マサチューセッツ	175	25	10	65,310
	ニューハンプシャー	15			
	ニュージャージー	80	33	15	152,600
	ニューヨーク	1,000	364	26	590,300
	ペンシルベニア	410	138	28	154,500
	ロードアイランド	20	14	3	24,800
中西部	イリノイ	275	20	8	84,400
	インディアナ	40			
	アイオワ	10			
	カンザス	20			
	ミシガン	55	7	6	21,200
	ミネソタ	50	2	5	7,100
	ミズリー	40	6	2	13,500
	ネブラスカ	10			
	オハイオ	150	16	6	29,000
	ウイスコンシン	60	3	3	10,800
西 部	カリフォルニア	15	7	6	48,200
	コロラド	15	4	3	19,500
南 部	ウエストバージニア	10	2		
その他の州および準州		80	13	16	47,980
総 計		2,625	684	146	1,328,190

(備考) イタリア人の移民銀行数は、ナポリ銀行の報告によって得られたものである。同表の中の空白箇所は推定不可として報告されている。

(出所) U. S. Immigration Commission, *Reports of the Immigration Commission*, Vol.37, 1911, pp.209, 336より作成。

な証拠が得られなかった移民銀行もここから排除されている。したがって、最低限の推定数ということになる。因みに、カリフォルニア州の15件には、州法の下で法人化されていた日本人の移民銀行は含まれていない。また、一般に移民銀行は東欧・南欧系移民が集中する大都市部に多い。例えば、全民族ベースで見ると、ニューヨーク市が約500件、ピッツバーグ50件、シカゴ75件、バッファロー40件、クリーブランド20件、セントルイス30件であった。さらに、移民銀行数については、ディリンガム委員会以外にC・F・スピールも推定している。彼によれば、1908年、イタリア人移民銀行は全国で約1,000件あり、そのうち約300件はニューヨーク市に存在していたとしている。この推定数は、ディリンガム委員会が捕捉した数よりも多く、より現実に近い数値である可能性が高い。Dillingham Commission, Vol.37, pp.209-210, Charles F. Speare, "What America pays Europe for Immigrant Labor," *The North American Review*, CLXXXVII, (Jan., 1908), p.108.



また移民銀行の大半(約80%)は単独の事業主から構成されていたから、この総数と移民銀行家の総数とそれほど大きな違いはないとみてよい。以上のことを前提とした上で、例えば、先のJ・コーレンの報告(1897年)では、ニューヨーク市には約150件のイタリア系移民銀行があり、同時にイタリア人パドローネは約2,000人であった。これが事実とすると移民銀行1件あたりパドローネが約13.3人という比率になる。この比率を移民銀行総数684件に乗じると、1908年頃における合衆国全体のイタリア人パドローネ数は約9,097人という結果になる。この数字は最も小さく見積もったものであり、実際には1万人をゆうに超えていた可能性が高い。ただし、同様の方法で、イタリア人も含めた全民族のパドローネ推定総数を割り出すことはできない。上記2,625件の銀行数にはドイツ人などパドローネ制度を持たない民族も少数ながら含まれており、またギリシア人など民族別の移民銀行数もわからないからである<sup>76</sup>。

さらに、パドローネの支配下にいた労働者数についてはどうか。これも移民銀行に関する統計からおおよそではあるが推定可能と思われる。この場合、移民銀行を通じた海外送金額が参考となる。というのは、イタリア移民銀行家自身も大半がパドローネであり、また移民銀行の「顧客」となり海外送金した者もパドローネの支配下にある一時的移民労働者であったからである<sup>77</sup>。ディリンガム委員会報告によれば、移民によるアメリカからの海外送金は、個人が直接持ち帰った部分、および領事館・慈善団体による送金分を除き、1907年の1年間で総額2億7,500万ドルに達していた。これは、郵便局を通じた国際郵便為替、大都市の銀行、アメリカン・エクスプレス社、船会社の為替(money order)、あるいは外国の銀行宛てに直接振り出された手形(draft)という手段によって送金されたものであるが、このうちの約45%にあたる1億2,500万ドルが移民銀行からの送金であった。同様に、イタリアへの送金についてみると、同年約8,500万ドルが様々な機関を通してイタリアに送られ、そのうち移民銀行からの送金は3つのイタリア系銀行(Banco di Napoli, Credito Italiano, Banco Commerciale)およびアメリカン・エクスプレス社の為替を通じて実施され、その総額は4,687万3,020ドルであった<sup>78</sup>。したがって、イタリア系移民銀行は、同胞の送金総額の約55%を扱っ

<sup>76</sup> ディリンガム委員会は、調査対象116件の移民銀行に関する民族別内訳数を出している。しかし、この民族別構成を前提としてパドローネ数を推計することはあまりにも誤差が大きくなる。

<sup>77</sup> ディリンガム委員会は、移民銀行の「顧客」として、浮動的外国人労働者(floating alien labor)のほとんど全員が該当し、特に同じ国籍をもつリーダー達に強く依存していた者達であったと述べている。Dillingham Commission, Vol.37, p.214.

<sup>78</sup> この送金額は次のように算出した。ディリンガム委員会報告によれば、3つのイタリア系銀行とアメリカン・エクスプレス社を通じて、その代理店(correspondent)あるいはサブエージェントとなっていた移民銀行がイタリアに送金した金額は、1907年に52,081,133ドルであった。ただし、バンク・オブ・ナポリとアメリカン・エクスプレス社にはアメリカ人の代理店も存在しており、これらの送金分は全体の約10%と

ていたことになる。他方、移民銀行を通じたイタリア移民1人あたり年間平均送金額は、ナポリ銀行 (Banco di Napoli) が扱ったケース (1902年から1917年までの約276万人のケース) についてみれば63ドルであった<sup>79</sup>。仮にこの銀行のケースをイタリア移民全体の1人平均とみなすならば、1907年の移民銀行による上述の送金総額は74.4万人分に相当する。したがって、移民の中には送金できない者もいたであろうが、ここで算出された少なくとも74.4万人程度は、1907年当時移民銀行、あるいはパドローネ傘下の労働者であったと推定してもさほど大きな間違いを犯していないものと考ええる。この当時の合衆国におけるイタリア生まれの男子人口 (14歳以上) がおよそ160万人であったと推定すると<sup>80</sup>、移民銀行傘下にいた移民労働者は、これら男子人口全体の46%を占めていたことになる。この結果から判断する限り、ニューヨーク市などイタリア移民が集中する都市部において、男子イタリア人労働者の3分の2がパドローネの支配下にあったという先のJ・コーレンの評価は、おそらく実態をほぼ正確に捉えた評価であり、そこには何ら誇張を含むものではなかったと言えよう。ただし、パドローネ数の場合と同様、イタリア移民以外の民族に対して同じように推定することは依然困難である。移民史研究の更なる進展を待たねばならない。

## おわりに

本稿は、1880年代から世紀転換期に最も繁栄したパドローネ制度をアメリカにおける労務供給請負制度として捉え、その実態について地域的な広がりや対象業種、労働者に対する影響力の面から明らかにした。

従来、パドローネ制度は、移民史研究において主に「移民事業 (commerce of immigration)」の一形態として捉えられ、「連鎖移民」論の立場がそうであったようにほとんど軽視されるか、

---

推定されている。したがって、ここでは上記の金額に90%を乗じた分をイタリア系移民銀行による送金額とみなした。Dillingham Commission, Vol.37, p.261.

<sup>79</sup> この1人あたり年間送金額は、各年ばらつきがあり、より正確を期するために16年間の平均を取った。なお、この平均送金額には、家族への送金分に加えて、同銀行およびPostal Saving Bankへの預金のための送金分も含まれている。Luciano J. Iorizzo, *op. cit.*, p.147.

<sup>80</sup> 合衆国センサスでは、1910年のイタリア生まれ人口は1,343,125人とされている。しかし、この人口数は、相当に過小評価されていると思われる。例えば、1908年のBanco di Napoliの報告による推定人口数をみると、捕捉された25州のみで約133万人となっている。イタリア人労働者の半数から3分の1が一般労働者であり、かつ浮動的な性格をもっていたことを考えると、センサスにおいて正確な数値を把握することは困難であったと思われる。ここでは、イタリア生まれの14歳以上男子人口数について、C・F・スピールの推定 (1907年頃のイタリア生まれ総人口2,300,000人) をベースにして計算した。イタリア生まれ人口のうちの男女人口比は、1901年から1910年における移民総数 (2,045,877人) の男子比率78.8%を適用し、さらに男子人口のうちの14歳以上人口は、1899年から1909年における移民総数 (1,719,260人) の14歳以上比率88.3%を適用した。Charles F. Speare, *loc. cit.*, p.107, イタリア移民の男女別構成および年齢別構成については、Dillingham Commission, Vol.4, pp.138, 178.

一時的で例外的な存在として見做された。しかし、この種の捉え方はパドローネを単なる移民ブローカーと規定するのと同じく一面的で問題の本質を見誤ることに繋がる。パドローネ制度が果たした役割は多様ではあったが、資本と労働者との間の媒介的労働力交換、すなわち労働者供給という経済的機能が主であって、この制度の形成、発展を促した要因もここある。この点は、パドローネ制度に対する規制や対抗の一つが、職業紹介事業の規制(営利職業紹介業への法規制および州営無料職業紹介所の設置)の立法化として現れたことから明らかである。

また、行論からわかるように、この制度は普及した広がりや規模の大きさから言って、アメリカ資本主義発展史において例外的で特異な存在であったと見做すことはできない。それは鉄道建設、道路・都市建設などアメリカ資本主義における全般的な社会資本形成、および重工業化の基礎をなす原料・資源開発のプロセスと密接に関わって展開されたものであり、その意味で経済構造に深くビルトインされていた。また、世紀転換期のアメリカ資本主義は、自国と南東欧、メキシコ、アジア等周辺諸国との間で形成された膨大な移民からなる国際労働市場を基盤に急速な成長を遂げた。パドローネ制度はかかる労働市場に成立基盤をもち、国際的な労働力の調達と利用を促進したのであり、まさに独占形成期アメリカ資本蓄積の構造に規定され、それに適合したシステムであったと言えよう。パドローネ制度は、こうした役割や経済構造を背景に発展したのであって、「はじめに」で問題提起したように、労務供給請負制度なるものは半封建・非近代的な社会・経済構造に起因するものでも、また特殊「アジア的特質」を持つものでもないことは、この制度の例証をもって明らかである。

確かに、労働者供給業および労働者供給に伴う特殊な三面労働関係の発生史をみると、藤本武氏が言うように農村の社会関係の中で育った「労働力の半農的性格」あるいは「労働者の無権利状態」がその背景にあることは否定できない。この点は、パドローネ制度でも同様であり、例えばイタリア人、ギリシア人あるいはメキシコ人にしても大半が農業恐慌下のヨーロッパ、あるいは中米の農村から引き離され、膨大な過剰人口となって国際移動する季節的・一時的な労働移民としての性格を持っていた。そして、このことが「労働者の無権利状態」と相まって厳しい中間搾取や収奪、拘禁的な労働関係など様々な悪弊を生み出したことも事実である。したがって、当時のアメリカでも、パドローネ制度を「非近代的な労働制度」と捉える見解が少なくなかった。例えば、労働問題研究者であり経済学者のハーマン・フェルドマンは、パドローネ制度を「年季奉公制度の副次的かつ一時的形態(an indirect and temporary form of indentured service)」と規定したし、1921年合衆国移民帰化委員会の下院公聴会は、「イタリア、トルコ、アッシリアから輸入された農奴の一形態(a type of serfdom)」と捉えた<sup>81</sup>。仮に日本の組頭制度がその組織構造や運営においてアジア的な特徴を持つとする

<sup>81</sup> Herman Feldman, *Racial Factors in American Industry*, (New York, Harper & Brothers Publishers,

ならば、パドローネ制度はアメリカ的な特徴をもつと言えなくもない。ただし、そうした特徴を把握するためには、制度それ自体に深く内在し、理論的かつ実証的にも綿密な比較検討を必要とする。

いずれにしても、労働者供給業およびそれに伴う労務請負制度は、資本に対する営利的職業紹介と労務管理業務の一部代行が本質的機能であって、その発生は停滞的過剰人口の大量出現という労働市場の構造的変化を経済的基盤とする。したがって、その限りで資本主義経済社会では、労働者の諸権利の確立および労働者保護の観点から間接雇用に対する規制がなければ、一定の歴史段階においてどこでも多様な形態で発生する可能性がある。近年の労働者派遣業は、三面労働関係における「雇用」と「使用」をいかように法的に解釈し区分しようと、経済的本質としては労働者供給業の一形態に過ぎない。21世紀に入った今日、世界の少なからぬ国で労働者派遣業が導入され広範に普及をみている事実は、労働者供給業が「アジア的特質」をもった特殊歴史的な労働制度ではなく、資本主義社会において一般的普遍性をもつ制度であることの証左である。

※本稿は、2003年度研究促進奨励金（個人研究・SGU-S 03-199005-04）による研究成果の一部である。

（かたやま かずよし 社会政策専攻）  
（2009年3月9日受理）

---

1931), p.236, Marie Lipari, "The Padrone System: an Aspect of American Economic History," *Italy America Monthly*, Vol.2, No.4, (April, 1935), pp.4-10 を参照のこと。